

令和 7 年 6 月 1 7 日
(火曜日)

令和 7 年 第 4 回幌延町議会 (定例会)
会議録 第 1 日目

議 事 日 程

- | | |
|----|---|
| | 開会宣告及び開議宣告 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 諸般の報告 諮問 |
| 4 | 行政報告 |
| 5 | 一般質問 |
| 6 | 報告第1号 専決処分の報告について
(町道3条仲通線下水道管路改修工事請負契約の変更) |
| 7 | 報告第2号 令和6年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 8 | 報告第3号 有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況報告について |
| 9 | 報告第4号 株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について |
| 10 | 報告第5号 令和6年度幌延町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 11 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 12 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 13 | 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 14 | 議案第2号 幌延町地区体育館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 15 | 議案第3号 幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 16 | 議案第4号 幌延町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 17 | 議案第5号 幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 18 | 議案第6号 幌延町特別職報酬等審議会条例の制定について |
| 19 | 議案第7号 工事請負契約の締結について(問寒別地区給配水管改修工事) |
| 20 | 議案第8号 工事請負契約の締結について(教職員住宅建設工事(建築主体工事)) |
| 21 | 議案第9号 工事請負契約の締結について(問寒別浄水場建設工事) |
| 22 | 議案第10号 工事請負契約の締結について
(問寒別浄水場膜ろ過施設機械・電気設備工事) |
| 23 | 議案第11号 財産の取得について(問寒別地区スクールバス購入) |
| 24 | 議案第12号 財産の取得について(小中学校学習用端末機器購入) |
| 25 | 議案第13号 令和7年度幌延町一般会計補正予算(第1号) |
| 26 | 議案第14号 令和7年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号) |
| 27 | 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 28 | 発議第1号 懸案事項促進要望のための議員派遣について |
| 29 | 発議第2号 閉会中の継続調査について
(閉 会 宣 告) |

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日程 第 1 5	議 案 第 3 号
日 程 第 1		会議録署名議員の指名	〃 1 6	議 案 第 4 号
〃 2		会 期 の 決 定	〃 1 7	議 案 第 5 号
〃 3		諸 般 の 報 告	〃 1 8	議 案 第 6 号
〃 4		行 政 報 告		休 憩 宣 告
〃 5		一 般 質 問		開 議 宣 告
		休 憩 宣 告	日程 第 1 9	議 案 第 7 号
		開 議 宣 告	〃 2 0	議 案 第 8 号
日 程 第 6		報 告 第 1 号	〃 2 1	議 案 第 9 号
〃 7		報 告 第 2 号	〃 2 2	議 案 第 1 0 号
〃 8		報 告 第 3 号	〃 2 3	議 案 第 1 1 号
		休 憩 宣 告	〃 2 4	議 案 第 1 2 号
		開 議 宣 告	〃 2 5	議 案 第 1 3 号
日 程 第 9		報 告 第 4 号	〃 2 6	議 案 第 1 4 号
〃 1 0		報 告 第 5 号	〃 2 7	意 見 案 第 1 号
〃 1 1		諮 問 第 1 号	〃 2 8	発 議 第 1 号
〃 1 2		諮 問 第 2 号	〃 2 9	発 議 第 2 号
〃 1 3		議 案 第 1 号		閉 会 宣 告
〃 1 4		議 案 第 2 号		

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
農 業 委 員 会 会 長	小 島 和 博
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	伊 藤 一 男

総 務 企 画 課 長	早 坂 敦
総 務 企 画 課 参 事	山 本 基 継
住 民 生 活 課 長	伊 藤 崇
地 域 対 策 担 当 課 長	山 下 智 昭
保 健 福 祉 課 長	島 田 幸 司
産 業 建 設 課 長	角 山 隆 一
教 育 次 長	古 草 勝
国民健康保険診療所事務長	村 上 貴 紀
農業委員会事務局長	(角 山 隆 一)
選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)

総 務 企 画 課 長 補 佐	渡 邊 智 民
総 務 企 画 課 長 補 佐	梶 淳
産 業 建 設 課 長 補 佐	新 野 貞 治
産 業 建 設 課 長 補 佐	伊 山 英 貴
国民健康保険診療所事務次長	若 本 聡

総 務 企 画 課 総 務 係 長	原 田 太 喜
-------------------	---------

議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
書 記 係 長	藤 田 秀 紀

(10時00分開会)

議長 西澤裕之君

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付されているとおりです。

日程第1 「議会録署名議員の指名」を行います。

本日の議会録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において7番 齋賀弘孝君、1番 高橋秀明君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日6月17日から19日までの3日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日6月17日から19日までの3日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

初めに一般行政について、報告を求めます。

町長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会6月定例会の開催に当たり、一般行政の執行状況について、御報告いたします。

この度、天塩の国会議を構成する西天北五町の中川、天塩、遠別、豊富及び幌延において、相互の連携を強化し、多様な担い手確保を通じた広域で経済活性化を推進することを目的として、去る6月2日、豊富町定住支援センターにおいて、株式会社タイミーと広域連携協定を締結いたしました。

株式会社 タイミーは、隙間バイトサービス、いわゆる、ちょっとした空き時間でアルバイトができる仕組みを提供する会社で、これまでも数多くの自治体と連携協定を締結している実績がありますが、5町にまたがる広域的な連携は、今回が初めてのことです。

本協定は、事業者の人材確保及び雇用創出、多様な働き方の推進、産業振興に関すること等について連携・協力するとともに、相互の情報及び意見の交換に努めることとしています。

今後は、好きな場所や時間で働けるスポットワークの利便性を活かして、潜在労働力を喚起し、様々な方の働ける機会を創出することが期待されます。また、事業者に対しても、説明会の実施や業務の切り出しの提案など、各種サポートを行っていただけることとなっ

ていますので、町全体の課題となっていました人材不足の解消、また、移住や定住につながるケースもあるとのことですので、人口減少対策の一助にもなればと考えているところです。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第4回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

議長 西 澤 裕 之 君

次に、教育行政について報告を求めます。

教育長 伊 藤 一 男 君

幌延町議会6月定例会の開会に当たり、教育行政の執行状況について、その概要を御報告いたします。

初めに、学校教育について申し上げます。

令和7年度の町内小中学校の学級編成及び教職員数について、5月31日現在の数値を資料の1ページに記載しておりますが、小学校2校で11学級、児童数91名、中学校2校で6学級、生徒数49名となっております。4校の合計では17学級140名となっており、昨年度と比較しますと2学級17名の減となっております。

教職員体制につきましては、校長、教頭、一般教員合計で、昨年度より1名減の39名となっております。

学校行事の取組状況では、各学校の運動会・体育大会が開催され、各会場ともに、児童・生徒のたくさんの笑顔と保護者や家族・地域の方の大きな歓声に包まれていました。

部活動関係では、まず、中体連管内予選ですが、6月7日に豊富町で陸上大会が開催され、幌延中学校3年の村元慧白さんが男子走り幅跳びで優勝、7月22日から室蘭市で開催される全道大会への出場権を獲得しました。また、6月14日に稚内市で柔道大会が開催され、幌延中学校2年の西村歩乃さんが女子個人48キロ級と女子団体に合同チームの一員として出場し、それぞれ優勝。7月28日から岩見沢市で開催される全道大会への出場権を獲得しました。同日、猿払村で剣道大会が開催され、男子団体に幌延中学校2年の藤門勇翔さん、小林暖也さん、同1年の梶朔さん、杉本健瑠さんの4名が出場し優勝。7月26日から苫小牧市で開催される全道大会への出場権を獲得しました。

続いて、全道規模の大会への出場状況ですが、5月3日から芦別市と富良野市で第45回北海道中学生バレーボール選抜優勝大会が開催され、稚内合同・幌延チームとして、幌延中学校3年の清水隆臣さん、田村燈真さん、同2年の角山銀仁朗さん、岡本倫太郎さん、谷口鳳騎さん、寺島一汰さんが出場し、3位入賞しております。6月7日に名寄市で第68回道北中学バレーボール大会が開催され、稚内東・稚内南・幌延の合同チームとして、幌延中学校3年の寺本蘭さん、門田光環さん、黒金帆乃香さん、同2年の高橋ゆいさん、同1年の鈴木友來さん、秋山星華さんが出場し、準優勝しております。

次に、社会教育について申し上げます。

各種社会教育・社会体育事業につきましては、年間計画どおりに実施する方向で執り進めて参ります。

スポーツ少年団活動では、まず、野球少年団ですが、5月25日に稚内市で開催された高円宮賜杯第45回全日本学童軟式野球大会マクドナルド・トーナメント北・北海道大会稚内支部予選に、幌延小学校6年の寺本佑心さん、同4年の森本旺丞さん、寺本遥希さん、富樫優太郎さんが稚内チームの一員として出場し優勝。6月28日から稚内市で開催される全道大会への出場権を獲得しました。さらに、5月31日に猿払村で開催されたファイターズ ベースボール チャンピオンシップ アンダー12宗谷支部予選においても優勝。8月9日から北広島市で開催される全道大会への出場権を獲得しました。

次に、剣道少年団ですが、4月29日に豊富町で開催された第55回天塩地区防犯剣道大会に出場。中学生の部・個人戦では、幌延中学校2年の小林暖也さんが優勝、同2年の藤門勇翔さんが準優勝、同1年の梶朔さんが3位。小学生の部・個人戦では、幌延小学校6年の加藤蓮音さんが優勝、同4年の小林みわさんが準優勝、同3年の森田琥綺さんが3位となり、その小学生の部の結果を受けて、7月27日に札幌市で開催される第74回北海道少年剣道錬成大会及び第67回赤胴少年剣道錬成大会に赤胴大会の地区代表として加藤蓮音さんと小林みわさんが錬成大会の地区代表として幌延剣道スポーツ少年団が出場権を獲得しました。

次に、バレーボール少年団ですが、5月18日に稚内市で開催された第45回全日本バレーボール小学生大会・北北海道大会稚内地区予選会に幌延ウィングガールズが出場し優勝。6月28日から名寄市等で開催される全道大会への出場権を獲得しました。各少年団の全道大会での活躍を期待するところです。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

以上をもって行政報告を終わります。

日程第5 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

通告に沿って質問します。

通告議員、齋賀弘孝。質問、学校整備について。

幌延小学校と幌延中学校を施設一体型小中一貫校である義務教育学校として開校を目指し、令和7年度は、増築部分や既存校舎の改修等の実施設計業務を実施するに当たり、これまでの定例会等での私の質問に対しての進捗状況を伺いたと思います。

①昨年12月定例会において、オンライン授業における映像や音声の途切れなどの不具合が起きているという質問について、問寒別中学校、幌延中学校の両校と教育委員会が連携し、早急に検証していくということでしたが、どう対応し、解決されたのか伺います。

②先の町内会長会議において、将来的に人口規模を考えたとき、学校図書館として整備したものを地域開放し、一つにするという考えを示されたが、これはどのような考えからそう示されたのか伺います。

③小中一貫基本構想の14ページ、小中一貫校整備方針の（２）具体的な取組の中、9年間の学びと生活をつなげる環境づくりで、耐震性などの災害に強く、地域の避難所機能を備えた施設整備に取り組みますとありますが、その地域の範囲と整備について考えていることは何か伺います。

マンホールカードについて。

先の広報ほろのべの窓で、デザインマンホールを作製しましたと報道されました。作製の目的への期待とし、地域の賑わいや話題づくりへの貢献にとお話されていますが、幌延町もマンホールカードを作成し、カードを配付し、幌延に足を運んでもらう機会を一つまた作ってみてはいかがかと思うが、町長の考えをおたずねします。

町 長 野々村 仁 君

齋賀議員の1問目の質問については、後ほど教育長からお答えします。

2問目のマンホールカードに関する御質問について、私からお答えをいたします。

本町オリジナルのデザインマンホールにつきましては、令和6年度末に製作を終え、本町の下水道管路図及び下水道の仕組みに関する解説パネルと併せ、本年5月中旬から役場町民ホールで展示をはじめ、啓発に努めており、本取組をより地域のにぎわいや話題づくりに結びつけるためには、議員御提案のマンホールカードの作成は有効な手段の一つであろうと考えています。

全国の下水道事業に関わる産学官関係関連連携の下、日本における下水道工法の中核母体として組織された下水道工法プラットフォーム公認のマンホールカードは、各自治体における下水道に関する周知広報はもとより、地域振興や観光誘客の効果が期待されることから、本町におきましても、カード製作に向けて、下水道広報プラットフォームが定めた登録要件であるデザインマンホール蓋の設置場所の確保、デザインに関する説明文の作成及び配布体制の構築等、必要な条件を整えつつ、登録に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

教育長 伊 藤 一 男 君

齋賀議員の御質問にお答えいたします。

1問目の学校整備についての1点目、オンライン事業における不具合の検証と対応についての御質問ですが、学校間でのオンライン会議を実施するために整備した町内3校を結ぶテレビ会議システムの更改を行い、この設備を活用して、平成29年度より遠隔授業を行っております。

御指摘のあった遠隔授業における回線の不具合ですが、当時の答弁でも申し上げておりますが、一般的に使用されるネットワーク設備や改正については、たとえ有線接続であってもタイムラグがない通信は不可能であります。機器の性能向上に伴い、現在使用している無線環境での通信においても、かなり改善が図られていると考えられています。また、不具合の要因及び解消方法については、これまでも専門業者と協議を行っておりますが、要因が多岐にわたることや、学校内の設備のみならず、学校間を結ぶインターネット回線の影響も考えられることから、不具合が発生した原因の特定には至っておりません。また、解消方法として、アクセスポイントの増設やタブレット端末の高性能化、帯域保証型のネ

ットワーク回線の利用も検討しましたが、いずれも完全な不具合解消策とはならないことから、今年度の遠隔事業についても、事業内容を工夫しながら、現状のネットワーク機器を使用してタブレット端末による遠隔授業を実施することとしております。

今後建設される義務教育学校の整備につきましては、これらの状況を踏まえ、現場の様子や意向を把握しながら十分検証を重ね、よりよい学習環境の構築を図りたいと思います。

2点目の将来的に人口規模を考えたとき、学校図書館として整備したものを地域開放し、一つにするという考えを示されたが、どのような考えかとの御質問ですが、これにつきましては、将来的に図書室を一つにするという構想があるわけではなく、今後、人口規模が大きく減少した場合、各施設が老朽化して修繕や更新を検討する必要がある際には、それぞれに新たな投資をするのではなく、既存の施設を有効に活用する一例としてお示したものであります。各生涯学習センターに設置している図書室と学校に設置する図書室では、設置の根拠や蔵書の内容も異なることから、現状では統合する考えはありません。

3点目の地域の避難所機能を備えた施設整備に当たり、地域の範囲、整備についての考え方についての御質問ですが、小中一貫校基本構想では、児童、生徒、地域住民の交流を推進できる施設環境づくりの一環として、児童生徒のみならず、地域住民の交流拠点や災害時の避難所として利用されることを想定し、誰もが利用しやすいように、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備に取り組むこと、耐震性などの災害に強く、地域の避難所機能を備えた施設整備に取り組むことを記載しております。これにつきましては、耐震性を備えた災害に強い施設とすることはもちろんのこと、災害時に限らず様々な地域住民が利用することを想定して、ユニバーサルデザイン、すなわち、年齢、性別、障害の有無など、あらゆる方々のニーズを考慮し、誰もが利用しやすいような施設づくりを目指すものであります。

具体的な整備案として、多目的トイレの設置、車椅子の通行に配慮した廊下など、校舎全体がバリアフリーとなる設計としております。また、避難所機能としては、電力通信機能確保のための自家発電設備、太陽光発電設備のほか、災害物資の備蓄スペースの確保、災害時に炊事場や屋外トイレへ転用できるスペースの設置などを検討しております。

なお、地域の範囲についての御質問ですが、災害時に開設する避難所については、幌延町防災計画に基づき適宜発生した災害の種類、規模、被災状況等により決定することから、一部の地域ではなく、幌延町全域を対象として避難者の受入れを想定しております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

教育委員会に所属する質問と、それから町部局の方に対して質問いたしました。

教育委員会の方における質問は、先ほども述べたとおり、今問題になっていることをまず解決しないことには、新しい義務教育学校ができたときにも、またトラブルが発生するのではないかと、問題事が起きるのではないかと。その前に、今困っていることを少しでも改善して、良い方向にして、新しい学校の実施設計に向けてほしいなという思いで質問したところです。

また、マンホールの方につきましては、以前、町長はマンホールのことをお話ししていた中で、これらの苦勞というか、この使い道というか、これを町民の皆さんに広く周知し、

また、理解していただいて、皆さんが気持ちよく下水道等を利用してほしいという願いがある。そういう思いであったので、改めて今回、展示のマンホールができましたので、質問したところで、2、3ちょっと、もう少しお尋ねしたいことがあるので、お聞きしたいと思います。

まず、マンホールの方からなんですけども、町長が今、答弁の中で、マンホールカードを作成して、町民に周知するのは、マンホールカードね、有効な手段の一つではないかというお話がありました。町長としては、ほかに、マンホールカード以外に何か周知するのに有効な制度、何かお考えなんですか。それとも、ほかの、その考えよりもマンホールカードを優先してくれるのはなぜですか。

町 長 野々村 仁 君

はい、お答えします。

そのほかに、いろんな形ということ自体は、この作る前にも、それぞれ住民の皆さんに見てほしいということ、関心を持ってほしいということ、それぞれ、そういう形で展示をして移動展示をしていく、広めていく、周知をしていくということ、一番早くにやろうとしていたことであります。

それ以外にも、それぞれ、今、ダムカードにしろ、いろんな形で、違う形の、マンホールカードにしろ、いろんな形で町外の方々、関心を持っていただいている方々にも、広く、幌延町にもこういうことがあるということ自体で関心を持ってもらうこと自体、そこっていうのは、関係人口の中でも必要なことであろうと考えておりますので、これを優先ではなくて、いいことがあれば率先してその事業に加わっていく。ただ、今までもこの申請が年に1度、この申請をしていくんですけども、まずは、お約束どおり、移動展示を何か月間ずつ、各学校を回して、今、役場の中にありますけども、子供たち、または父兄の方々、それぞれ地域の方々に、目に留まるような形で移動展示をまずは先にするということが、大体、今年1年をかけてそういう展示をしていこうということを前もってやっていく。申請がちょうど12月頃でありますから、12月にはその申請をしながら、これもちょっと、なかなか100%すぐ当たるということではないんですけども、抽せんによって、その年、1自治体に1マンホールにつき認定をしていただくという形になってますので、順次、急いでその申請をしていきながら、抽せんに当たることを願いながら、早急にこのカードを作成して、やっぱり、私物でもいいんですけども、やっぱり公認になると広く世間の方々に関心を持ってもらえるのかなという気がしてますので、公認を優先して、先に申請をしていこうと、そのように考えているところでもあります。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

町長の答弁にもあります下水道広報プラットフォームですね、今現在、全国でもう724の自治体が参加して、マンホールカードを作って、町長の言うとおりに、地元の町民ばかりか関係されるお客さんとかにも配付して関係人口を増やしているという方法がありますので、報告されておりますので、有効な手段かと思っています。

でも、しかしこれは、マンホール作るっちゃうのは令和6年度の予算でやりますよと言っていたんですけども、作成されたのが6年度年末ということで、展示が最近、5月、こ

の遅れた原因というのは何か考えられるんですか。それとも、これは想定外なんですか。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ業者間の中で、こういう数の少ないパッケージ物自体の取りかかりがどういう形だったのかという、私も詳しくは分かりませんが、お願いをしてあって、出来上がってきたのがこの時期であったということで、それぞれ、枚数によっても、やっぱり仕事量の中では、この配分が違うのかも分からなかったということでもあります。出来上がってきて、どっかにあったわけでもなく、出来上がってきたら、即、展示をさせていただきましたので、その工程にいささかも、どっか滞ったっていうことは、我々としてはそう考えていないところです。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

先ほどの、今準備を進めてカードを作りますよと、今、町長の答弁で12月とあったんですけども、この登録に向けて準備、これ予算的にどのぐらい規模かかるのかお尋ねしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

このカードもワンロット当たり2千枚を作ることになっております。

その費用としては、税込みで、大体、5万弱ぐらいを想定しているところです。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

先ほど町長の答弁にありました、1年間に1ホールずつしか、抽せんに当たれば3年連続でできるんだけど、当たらなければ何年か月日を使うだろうということでした。以前の新聞で、この配付したカードを売買してるよと。ネット上で売買されてるっていうこともあります。もし、幌延町でもこのカードに登録して、なった場合、どのような配布方法、まずは町内の方、町外の方に考えているのか、今現在、何かお考えがあるんでしたら、お聞かせください。

町 長 野々村 仁 君

良い手だてとして、それぞれニュースでも上がっておりましており高額転売、だんだん吹っかけて高額になっていくという高額転売という形で、人気のあるところは、そういう形になっていると思って我々も認識をしているところでもありますけども、まずは、配布をするときには1人1枚限りということで配付をさせていただきながら進めていこうと思っておりますし、一番問題は、それぞれ、町外の、全国的にそういう興味のある方々が来るということになると、祝日、多分、土曜、日曜とか祝日、休日だと考えています。休日の配布ができるような場所の設定とかを今後考えていかなければならないのかなと。役場で配布するとかという話では、やっぱりないんだろうということを考えてございます。

それぞれ、その辺も詳しく、どういうところで、余りにも束縛というか、縛りが固くならないで、町民の方についても町外から来られた方にも一応一人1枚ずつを優先的に配布できる状態が、閉まってたよということでないような状態をどのようにできるかということも、今後、それぞれ考えながら打合せをしていきたいとそうように考えています。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

町内に来る人は秘境駅を目指してくる人もいるし、トナカイ牧場を目指してくる人もいるし、幌延町は日本最北の国立公園の玄関口ですから、たくさんの方が来ます。

その二つ、例えば駅、南幌延と雄信内駅がなくなってしまって、日曜日に食堂とかを経営されている方は、お客さんが来なくなってしまったというふうなお話もされています。

1ロット2千枚作って、それをどのような形で、今、町長の話もあったんですけど、まず、飲食店とかに配布して、飲食店利用してもらったらカードをお渡しするという案もあるんじゃないかなと思うので、いろいろ、町内のそういう業者さんの意見も聞いて、有効な方法、手段でマンホールカード登録手続を進めてもらって、登録が終わってきたら、すぐ配布できるような形に整えてほしいと思いますが、いかがですか。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ、特定のところということになると、いろんな、多分、話が出てくるんだと思っています。それを平均的にどのようにして配れるかということ自体も含めて、今、協議を進めていくところでもありますので、その意見も御参考にさせていただきながら、どれが一番いいのかということにもなるともなっていると思います。自由に、やはり、制限なしにいくと、本当に、それぞれ、今の時代ですから、ネット上のフリーマーケット上に高額で転売をされるという形に利用されるという、悪用のない、町民又はその関係人口の方々が愛してやまない1枚であってほしいなと、そのように考えているところです。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

カードについては登録の準備を早く進めて、抽せんに当たって1日も早く届くように願っております。

続いて、教育委員会さんに御質問しました、学校整備についてお伺いします。

教育委員会では先ほどの答弁の中にもあったんですけども、以前からオンラインの授業を行っておりました。教育委員会では、幌延中学校と、今やっているのは間寒別中学校ですけども、どのようなオンライン授業を目指しているんですか。そこをまずお聞きします。

教育長 伊 藤 一 男 君

議員のどのようなところですけども、やはり、遠隔でやる意義というか、少人数で行っている授業でございますので、幌延中学校と間寒別中学校をつなぐことによって、多人数でっていう大きなグループで授業ができるというようなことで、事業効果等については相当高いものがあるというところです。一人、二人で授業している間寒別の子供たちが、グループワーク等についてもタブレットで参加できて、事業と一緒に受けれるというようなところでございますので、その辺で、多くの学びが、また広がるというようなところでございますので、この遠隔授業については、今後も続けていきたいというふうに考えているところです。よろしくお願いします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

ありがとうございました。

今は、しかし、続けていきたいんだけど不具合がある。私が願っているオンライン授業は、例えばオンライン授業であっても教室にいる、同じ教室にて対面授業と変わらない安

定性のあるふうなオンライン授業にしてほしい、一日も早く、そう願っておるところです。私の考えどうでしょうか。委員会、まずは取りあえず、とにかく対面授業と変わらないオンライン授業をしてほしいというふうに願うところです。どうですか。

教育長 伊 藤 一 男 君

はい、ありがとうございます。

教育委員会としても、やはり、そこは目指しているところなんですけれども、なかなかやはり、ネットワークというところが、令和2年度にギガスクール構想で、ネットワークの回線も全て新しく公開して、そのときのベストな状況というところで、アクセスポイントですとか、その辺の距離とか近過ぎないようにするとか、その辺のことを業者さんとも検討しながら設置したんですけれども、なかなか完全にいうところには至っていないということです。ただ、例えば、固定した有線でやったとしてもタイムラグというのは発生してしまうというところで、100%通信が途絶えないというところまでは、なかなか行き届かないところであるかと思うんですけれども、少しでも改善できるようにということで今、考えているところです。あとは、新しい学校になるまでまだ何年かありますので、その間に通信環境と、例えば、学校が仮校舎になってしまったりということもありますが、その中でも遠隔授業ができるようにということで、今年度、ネットワークアセスメントということで、当初予算にはちょっと載せられなかったんですけれども、年度内に実施して、より良い通信環境がどれなのかというようなところを検証していければというふうに考えております。校舎も仮校舎になるということで、その辺も十分対応できるようにということで、今、アセスメントを実施して、できればなということで今考えているところです。よろしくお願いします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

いろいろ教育委員会さん、そして問寒別の学校と幌延の中学校、先生方でいろいろ不具合を検証しているということは、今、教育長の答弁からも分かりました。でも、これは教育長が言うタイムラグじゃなくて、完全に通信が途絶えて映像も見れないで言葉も聞けないということで、その間、受け側の問寒別ではどうすることもできなくて、再開したときには、もう授業は次に進んでいる。質問の場も取れないということから、タイムラグではないと思います。業者さん業者さんというんですけれども、先ほどから、この幌延と問寒別の学校にどういった構築したらいいかという、このネットワークを設計した業者又はタブレットとかパソコンを導入した業者、こういう方々のサポートも受けて、今、改善に向かっているところですか。お伺いします。

教育長 伊 藤 一 男 君

設置していただいた業者さんと協議をしながら、状況を実際にこういう現象があるというような情報を伝えながら、今、どのようなことが考えられるかっていうところでお話はさせていただいております。

先ほども申しましたが、ネットワークアセスメントということで、本格的な調査というところまで、まだ今は至ってなかったもので、本格的に調査をして、今、現状どのような方法が、それから、今後、学校が新しくなったときに、どのような方法がというような

ところで、その計画も立てながら進めていければ。まず、今、現状で何かできることがないのかというようなところをアセスメントで検証していったって、対策を練りたいと考えているところです。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

遅いんですよね。今やっと、予算付いていないんですけど、ネットワークアセスメントをやると、予算にやっていないこと今やるんですよね。これ、総額予算、幾らぐらい掛かって解消するのかをまず1点目としてお伺いしたいのと、このネットワークつないだのは平成10年ですね。平成10年12月、町内4校イントラネット化。平成23年5月、庁内ネットワークシステム ウェブリネット完成。平成29年4月、幌延中学校と問寒別中学校の中1の数学のテレビ会議授業を開始した。そして、同年6月にはパソコンを更新してネットワークを改めて設定。30年にはタブレット用デジタルコンテンツも設定したと。その都度、その都度、ネットワークは設定されてやっているのに、なぜ、その都度、その業者さん、現場には来てないんですよね。今の話を聞くと、こういう状況ですと伝えていると。伝えたことについて業者がこうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないかということを書いて、なぜ現場に来て見てくれないんですか。幌延の通信速度は、問寒別と幌延通信速度は今幾らですか。どういうネットワークで、今、つながっているんですか。3点お伺いします。

教育次長 古 草 勝 君

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、業者来ているのかということでございますけども、毎回設置のために業者の方は来て、学校の方、現場に入って、しっかり確認をしているところでございます。また、ネットワークの種類につきましては、現在インターネット、一般家庭用のインターネットと同じ通信速度を使っておりますので、ベストエフォート型の回線ということになっております。こちらを帯域保証の回線にいたしますと、かなり高額な通信料が掛かるということで、現在は通常のインターネット回線を使用しております。また、アセスメントにつきましては、現在検討中でございますので、当然、予算計上もしておりませんが、100万規模で高額な調査になるということから、現在、実施をするかしないかも含めて検討しているところでございます。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

アセスメントやるかやらないか、100万規模掛かるかもしれないということで、やるかやらないか今検討しているってことで、やらないと駄目じゃないですか。だって、これをやらないと次の義務教育学校のときにずっと尾を引いていつてしまつて、実はもう昔の学校時代からあって、通信障害起きてるんですということになりかねない。教育長言うように、やっぱりやって、きちんとやりたいんだつたら、今やらないと次に進めないと思いますよ。どうですか。

教育次長 古 草 勝 君

事務的な流れのお話をさせていただきますと、ネットワークアセスメントにつきましては、これをやったからといって回線の早さが上がるというわけではなく、どの時間帯、ど

の曜日、こういったところで回線がつながりやすいかどうかというものをメインで調べるアセスメントでございます。よりまして、その結果によって現在のネットワークの使いやすい曜日ですとか時間帯が把握できる。また、学校の使っているネットワークの時間帯の特性等を把握することができるというところでございます。

現在、中学校の方に小学校が仮移転いたしますと、中学校のネットワークに中学生全員、小学生全員のネットワークがぶら下がることになりますので、回線状況としては、ちょっと厳しいものになろうかと思いますが、そちらの解消に向けても、今後、どうしていくか、また、移転後につきましては、当然、最良となるように検討していくわけでございますけれども、仮校舎の間のネットワーク環境というのも、当然、これから検証していかなければならないというふうに考えているところでございます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

昨年の12月定例会でお尋ねしました。令和4年9月、校内通信ネット環境等に関する調査を文部科学省が行ったんですけど幌延町どうしましたかということで、今、手元に資料がないから後で調べて議員に連絡しますということだったんですけど、連絡はありません。令和6年3月、令和5年度公立学校における教育の情報の実態等に関する調査、令和6年3月にやったやつが令和6年10月、昨年5月、5か月ぐらい前に、今、インターネット上で出ていて公表されています。これに幌延町参加されていますか。

議 長 西 澤 裕 之 君

暫時休憩します。

(10時49分 休 憩)

(10時50分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

いや、幌延町答えていると思いますよ。

先ほども言ったように、インターネットで北海道の全市町村がどういう状況かということ公表しています。幌延町もその回答には答えているというか、数字が出ていますので、出てないということは、文部科学省のこの情報どこから持ってきたのかということになるので、幌延はきっと答えていると思うんですけど、いろいろ多忙で分からないかと思いますが、どういうことが書いてあるか、これ、私の質問につながるんです。例えば、児童生徒1人当たりの学習用コンピューター台数調査しました。全国平均一人1.1台。北海道は平均1.1台で、幌延町も調査前の前年1.0からこの調査の時点で1.1台に更新されました。一人1.1台でも全国の第4位になります。二つ目、無線LAN又は移動通信システムによりインターネット接続を行う普通教室の割合です。全国平均98.3%、北海道平均98.6%。98.6%も全国で24位なんです。幌延町は100%です。続いてインターネット接続状況ですね。その前にプロジェクター設置率です。幌延町変わりました。プロジェクター設置率全国89.6%しかないんです。北海道は77.3%で第4位。西天北五町見ると中川75%、遠別70%、遠別68%、豊富は38%、幌延は100%です。で、インターネット接続状況です。インターネット接続状況、先ほど私、通信

速度はって聞いたんですけど答えてくれなかったんですけども。ここでの質問は、文部科学省は通信速度1ギガB P S以上ありますかという質問です。これは、全国平均で81%しか達成してない。北海道、都道府県の平均は57.2%で第45位です。幌延町は、その質問に何て答えたか。これだけ学習コンピューターが1.1台、無線L A Nも通信システムもできて、プロジェクター設置率も西天北五町の中でずば抜けていいのに、ゼロなんですよ回答。通信速度が1ギガB P S以上ない。今、通信速度がいったいなんぼあるのか分からなくて答えなかったのか、それとも、測ったっていうか、測定して1ギガB P S以上なくてゼロなのか。ここを改善しないと、その100万だか幾ら掛かるったけど、きちんと改善しないといけないと思うんですよ。

じゃあ、西天北五町はどうかというと、天塩中川の中学校、天塩中学校はオンラインの授業はしていません。遠別中学校、豊富中学校はオンラインの授業はしていないんだけど、学校を休んだ子供、児童、生徒と学校がその授業を通信でつないで、オンライン授業していますよ。で、不都合ありましたかと聞きました。遠別中学校では時々あるみたいだけど、子供の方から不平不満はないですよ。豊富はどうかというと、不具合報告を受けていないで、学校休んだ生徒と学校をつないでオンライン授業していますよ。どうしてこれ、幌延町だけインターネット接続1ギガB P S以上に答えられなかったのか。本当に1ギガB P S以上なかったのか。これをまず早急に、ちょっと知りたいと思いましたが、今手元に資料がないということなんで、ここをまず改善することだと思います。そして、学校の外壁とか、その場所、季節、季節、日時によりますと教育次長の回答でしたけど、間寒別の学校は外壁がガルバリウムですよ。ガルバリウムは電波を反射、吸収しやすく、W i - F iの電波を遮断することがありますと。だから外壁材もちょっと悪かったのかなと。じゃあ、そのためにどうしたらいいかということ、先ほど言ったように機器を増やしていこう、業者と話をしていこうということですので、やる値はあると思いますが、いかがでしょうか。そして、やるのであれば第2次締切りが今年の今月の6月20日、第3次締切りでも今年7月18日で、国が高度無線環境整備推進事業ということで補助事業をしていますから、これに乗ったかどうか。

教育長 伊 藤 一 男 君

今、齋賀議員の方で、いろいろとお話いただきましたけれども、補助事業については委員会としても押さえてますので、乗れるのであれば乗るというのはもちろんなんですけれども、ネットワークの関係については、これまでずっと、テレビ会議システムを最初に導入したときからずっと、こう、いろいろやってきてますが、その都度、その端末が変わったりウインドウズからクロームブックになったりとかっていう条件がなかなか、いろいろと変わってきてますので、それによっても通信速度等が大きく関わっているというところでございます。

ネットワークの速度につきましても、端末の台数等にも影響するというようなところで、令和2年のときの設定をしたときにはベストポジションだっというところ、いろいろな機器を設置してますので、増やせばいいというか、増やしたら、今度、干渉という事象も起きてくるというようなところがございます。だから、専門業者さんも、その辺も考えな

がら設置をしているというようなことでございますので、なかなか、うまくいかないって
いうところはあるんですが、できるだけ通信が止まらないようにということで今後も考えて
いければというふうに思っているところです。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

設置当初は良かったんだけど、何か不具合が起きてるという報告でしたが、今、教育長
の答弁から、せっかく順調にいていたウインドウズから、なぜクロームに変えたんです
か。そのときクロームに変えても通信業者さんサポートではいいですよと、通信大丈夫で
すよって言ってくれたんだったら、そのサポートしてくれた業者にきちんと意見を言って、
全然、不具合が大きくて困っています、そのぐらい業者さんに強く言ってもいいのではな
いかと思いますが、どうですか。

教育長 伊 藤 一 男 君

端末数につきましては、いろいろ、ウインドウズタイプ、クロームタイプ、あと、アイ
パットということで何種類かございましたけれども、端末を使って授業をするということ
を考えたときに、一番操作がしやすく事業者にもできるだけ負担が掛からないようなこ
とが可能だということで端末の方を選定しております。当初は頑丈だというようなこと、
それから、あまり、そのクロームっていうのが汎用してなかったのも、タブレットの導入
部分ではウインドウズタイプを選定したところですけども、その辺も、そのときの状況
とか端末の性能とかっていうところも含めながら、今進めてきたところですけども、今
後もそれらも勘案しながら、ネットワークを使った遠隔授業がうまく、スムーズにいくよ
うにやっていければと考えているところです。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

はい、分かりました。

その都度、委員会、議会にも、今まで学校で、先生、生徒が使っている機械はウインド
ウズ系だから、ウインドウズにするからウインドウズのパソコン、タブレットどうですか
ってという問い掛けがあったのに、知らない間に業者の言うとおりにウインドウズよりクロ
ームがいいとか、その場その場で変えていっては、やっぱり、だから、そこでまた、教育
長も指摘するように不具合があるんじゃないかと思うので、当初の予定どおり、最初のお
話のとおり、今まで入れてきたウインドウズ系なんだからそれで行くよと言ってればうま
くいったんじゃないかと思えますけれども、いち早く、とにかく、今の現状で、より良い
環境で幌延中学校と問寒中学校がオンライン授業できるように、アセスメント受けたり業
者さんとお話ししたりして、改善策を1日も早く見つけて、新しい学校の実施設計に向け
ていかないと、新しい学校では今の学校の生徒が授業を受けられないですから、今の時代し
か受けられない、今日しか受けられないので、早急にお願いしたいと思います。

それから、避難所のお話なんですけども、幌延小学校の避難所のお話を聞いたんですが、
幌延町全域から避難の皆さん受け入れるというふうな教育長のお話がありましたが、幌延
町が指定している指定緊急避難場所と指定避難所、福祉避難所というのがホームページ上
で紹介されています。幌延小学校は指定避難所で想定収容人員は90人です。指定緊急避
難所として幌延小学校は90人、小学校のグラウンドに1,900人、幌延中学校300

人、幌延中学校グラウンドに1,900人となっていますが、これらの指定人員も、それから全て変わってくると思うんですよね。それで幌延町全域で受け入れるということにならないと思いますが、そこ、どうですか。

総務企画課長 早 坂 敦 君

避難所の関係ですので、担当しております私の方からちょっと答弁させていただきます。

まず、今、齋賀議員の方から御指摘ありましたとおり、避難施設に関しましては、避難所と避難場所ということで明確に分かれているということで、今回、この小中一貫校の整備方針載っているのは、この避難所機能を備えたということですよね。まさに避難所の方になります。

避難所というのはどういうことかといいますと、何かしら災害が起きて被災された方が自宅の方に帰ることが難しくなっている場合、こういう場合に、この避難所に中長期的に避難していただくということを想定しております。ですので、よくテレビなんかで公開されていますけども、避難所生活をしているというのは、まさにこの避難所ということになりますので、この自宅に戻れない方が何名いらっしゃるのかということをしきんとこの災害対策本部の方で把握した後、こちらの方から開設すると、こちらの方に避難していただきたいとするのが、まさに避難所という形になります。ですので、これは自主的に避難していただく場所ではなくて、災害対策本部が開設をした後、特定の人に避難していただくと、これが避難所になります。避難場所というのが、今、まさに自主的に避難していただく場所になりますので、皆さん方が何か災害があって避難しなければならないと言ったときに避難していただく場所になりますので、こちらに関しましては、各自、その場所に随時、その近くの所に避難していただくと、一時的に避難していただきます場所という形になります。

先ほど人数の関係等も収容人数、こちらに関しましても御質問ありましたが、こちらに関しましても、当然、小中一貫校でできましたら、その規模ですとか収容可能人数というものも当然見直しをかけて、防災計画の方も修正をしていくということを考えております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

ありがとうございます。

災害に遭った場合に、家庭科室、それから屋外トイレとか転用をしてスペース使えるようにしたいということですが、学校には備品がたくさんあります。だから、学校には防災備蓄倉庫というのを1階部分に設けていますよね。災害になったら、先ほど言った家庭科室にあるガス台とかも、今後、炊事場として使うんだろうと思います。何人入るかは、これから検討していくということなのですが、学校には、やっぱりガスコンロも必要かもしれないけども、カセットコンロも用意して、学校に収容できない避難された方々にカセットのガスコンロを貸出して、災害時の炊事とかに役立ててもらうように考えてはいかかなというふうに思います。

防災備蓄倉庫、ここにはどんなものが入る予定と聞いても、今決まっていらないと思いますが、これも、今現在の話します。防災備蓄倉庫があっても、きちんと管理をしないと

全く駄目だと思います。問寒別の学校にも防災備蓄倉庫というのがあって、物が入っています。今日、現在、そこに入っているものは賞味期限も消費期限もみんな切れています。水までもが賞味期限、消費期限切れているんですよ。これは、昨日、今日切れたんじゃないくて、もう数年前から切れて、教育委員会で点検には来てくれるんだけど補充してくれないから、入替えしてくれないから全く備蓄倉庫の役目というか学校で保管している、もう厄介者になってしまいますよ。こういうことをやっていかないと新しい学校を幾ら整備して防災備蓄倉庫を造っても管理できないんじゃないかと思うんですよね。せっかく、今、実施設計に向けてんですから、そういうことも念頭に置いて、出し入れがしやすい防災備蓄倉庫はどんなのも造ればいいのかっていうのを検討いただきたいと思います。なぜ、こういう状況なのか、まず、お話しください。

総務企画課長 早 坂 敦 君

防災備蓄の関係ですので、私の方から御答弁させていただきます。

もう本当にお謝りするしかないというような状況であります。今現在、問寒別の方も食料品ですとか賞味期限が過ぎているということを最近になって、ようやくちょっと、私の方でも把握できたというようなところで、非常に怠慢だと言われてしまえば、もう、そのとおりだというふうに考えております。こちらに関しましても早急に、きちんとした賞味期限が確保されている食料品ですとか、そういったものをきちんと備蓄できるように、また、そういったものを一覧表等できちんとローテーションを組めるように、今、現在、内部でそういった仕組みづくりを進めている状況でございます。ただ、今現在、もうないということですので、そこに関しましては、早急に対応したいというふうに考えております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

いや、ないんじゃないくて、あるんですよ。賞味期限、消費期限過ぎたものがいっぱいある。それとね、今やなくてちゃいけなくて、学校を実施設計に向けていけないこと、もう一つ、先ほど言いました図書館のことですね。これからそういう図書館、学校の図書館、学習センターの図書館、改修したり耐久化、いろいろなことでやるときに、人口が少なくなっていたら、二つより一つにした方がいいんじゃないかなという教育長のお話かと思えます。じゃあ問寒別の場合もそうなんですか。問寒別の学校、生徒数12人、町民300人いるかいらないのか、学習センターと学校に図書館が一つずつあります。問寒の学校も念頭に置いて、そういうふうにしていかないとならないというお考えで、町内会長会議でお話しされたんでしょうか。年に1回の町内会長会議ですよ。町内会長は、きっと今年1年、幌延町はどんなことをするんだろう、どんな行事があるんだろう、どんな町内会長の役目があるんだろうということを楽しみにして聞きにきたんですけども、私としては、新問寒別町内会長としては、図書館が一つになるかもしれないという何か暗いというか、そういう、せっかく利便性のある、二つある図書館なのに、もっと有効に活用できないかなというふうに思いました。図書館のことを、通信設備のことを、避難場所のこと、いろいろお話ししましたが、どれもこれも今やらないと新しい学校が整備されても、そのときやったんでは間に合わないの、今から少しずつ準備していきませんかという私の質問です。これ、最後に問寒別の図書館もそういうお考えなのかをお伺いして、質問を終わります。

教育長 伊 藤 一 男 君

お答えいたします。

一つにするっていうことを言っているわけではなくて、将来的にそういうことも、あっても対応できるような施設づくりをしていきたいということで、町内会長会議でもお話をしているんですけれども。ですので、間寒別の図書館をなくすとか、そういうことは全く考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、7番 齋賀 弘孝 君の質問を終わります。

以上で、通告を受けた一般質問は、すべて終了しました。

ここで、11時20分まで休憩いたします。

(11時10分 休 憩)

(11時20分 開 議)

休憩前に引き続き再開します。

ここで、先ほど、一般質問、齋賀議員の質問に対しての答弁として、教育次長、古草勝君から答弁がございます。お願いします。

教育次長 古 草 勝 君

先ほど、通信回線のスピードのお話ございましたけども、調査の関係ございましたけども、まず、幌延町の契約している回線の種類につきましては、NTTのファミリータイプハイスピード最大値で1ギガビットの通信回線を契約しております。こちらにつきましては、ベストエフォート型の回線ということで、最大値は1ギガでございますけども、必ず1ギガ出るというものではなく、その使用状況によって回線の速度が上下するという形になります。

調査の回答内容ですけども、本町におきましては、そういった観点から100メガから1ギガビット未満という回答を各学校で出しております。よって、幌延町内で1ギガビット以上と回答した割合というのはゼロということで調査報告をしております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

日程第6 報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第1号「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和6年第3回幌延町議会臨時会において工事請負契約の締結について議決いただき、翌、令和7年第2回幌延町議会定例会において工事請負契約の変更について専決処分したことを御報告いたしました令和6年度施行町道3条伸通線下水道管路改修工事について、再度、設計変更により、契約の変更を行う必要が生じたことから、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和7年5月21日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額1億709万6千円を設計変更より1億688万

7千円に、20万9千円減額するもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりました下水道管理設工事施工等に伴い、発生するコンクリート殻等の産業廃棄物処分数量確定値が概数を下回ったことによるものです。

以上、報告第1号「専決処分いたしました工事請負契約の変更」に係る提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第7 報告第2号「令和6年度 幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の件を議題とします。

報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

報告第2号「令和6年度幌延町一般会計 繰越明許費 繰越計算書の報告について」提案理由の説明を申し上げます。

この度報告いたします繰越明許費については、令和7年度に繰越して使用することとして、令和6年9月定例会、12月定例会、令和7年3月定例会及び5月臨時会で、それぞれ議決並びに承認いただきました令和6年度幌延町一般会計補正予算で設定した五つの事業に係る繰越明許費の繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

議案2ページ目の令和6年度 幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

翌年度に繰り越す事業及び繰越額は、3款2項、児童福祉費の児童福祉施設冷房設備整備事業4, 106万6千円、4款1項、保健衛生費の出産・子育て応援事業121万6千円、8款1項、土木管理費の土木総務管理費3, 049万2千円、同じく3項、都市計画費の下水道事業会計補助金1, 810万円及び10款4項、社会教育費の幌延町民プール補修事業1, 604万9千円です。

翌年度繰越額の合計は1億692万3千円で、財源内訳は未収入特定財源の国道支出金が121万5千円、地方債が5, 550万円、一般財源が5, 020万8千円です。

各事業の財源内訳については、繰越計算書に記載のとおりです。

以上、報告第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております報告第2号は、報告済みといたします。

日程第8 報告第3号「有限会社 幌延町畜産振興公社の経営状況報告について」の件を議題とします。

報告第3号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第3号「有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況について」地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別にお配りした経営状況報告書により御説明いたします。

初めに、令和6年度事業報告を御覧ください。

令和6年度の事業につきましては、放牧地及び附帯施設の維持管理等に加え、令和5年度と同様に東ヶ丘スキー場の管理委託業務を受託いたしました。

預託牛につきましては、酪農家戸数及び飼養頭数減少等の要因により、前年度と比較して83頭減少し、544頭の受け入れ、増体及び繁殖業務につきましては、関係機関協力の下、業務を遂行した結果、例年並みの成果を得ております。なお、預託牛に関する事故につきましては、関節炎感染症による廃用が1件ございました。

次ページの貸借対照表を御覧ください。

資産の部のうち、1流動資産の主な内容につきましては、定期預金が500万円、預金が143万4,718円、東ヶ丘スキー場管理委託料4月入金分に係る未収入金が125万1,800円で、流動資産合計は768万6,518円。2固定資産につきましては0円でございますので、資産合計は流動資産合計と同額の768万6,518円です。

続きまして、負債の部のうち、1流動負債の主な内容につきましては、未払消費税等が212万3,456円、預り金が26万1,667円で、流動負債合計が238万5,123円、負債合計につきましても、同額238万5,123円円です。

続きまして、純資産の部のうち1株主資本につきましては、資本金が500万円、2剰余金につきましては、前期繰越利益金が35万6,602円、当期利益金がマイナス5万5,207円で、剰余金合計は30万1,395円で、資本合計は530万1,395円、純資産合計も同額の530万1,395円で、負債及び純資産合計は768万6,518円です。

次ページの損益計算書を御覧ください。

1営業損益の部（1）営業収益合計は5,924万5,900円、令和6年度につきましては、預託牛頭数の減少に伴う受託事業収入の減額等により（2）営業費用合計5,930万5,027円を差し引いた営業利益はマイナス5万9,127円となりました。

次ページを御覧ください。

続きまして、2営業外損益の部につきましては、（1）営業外収益が3,920円、（2）営業外費用は0円でございますので、営業外利益は3,920円です。したがって、経常利益につきましては、営業利益マイナス5万9,127円に営業外利益3,920円を加えたマイナス5万5,207円となり、当期利益につきましても、同額のマイナス5万5,207円です。

次ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。

純資産に係る前期末残高535万6,602円から当期の変動を反映した当期末残高は、530万1,395円です。

次ページの個別注記表を御覧ください。

個別注記表には重要な会計方針に係る事項及び株主資本等変動計算書に関する注記を記載しています。

次ページの令和7年度事業計画を御覧ください。

1 草地利用計画につきましては、各団地合計で総面積1,161.8ha、草地面積823.3ha、牧区数96牧区と全て各団地昨年度と同数値で計画しており、2 放牧計画につきましては、放牧頭数合計を昨年度の580頭より100頭少ない480頭で計画しております。

最後に、次ページの令和7年度収支予算書を御覧ください。

予算総額は6,332万9千円で、収入の主なものは、町営草地管理に係る受託事業収入6,148万1千円、駆虫薬代金等に係る雑収入154万6千円。

支出の主なものは、職員5名分の給料1,671万2千円、期末手当等の職員手当757万7千円、社会保険料等の法定福利費554万円、臨時雇用に係る賃金704万9千円、草地整備に係る複合肥料や土壌改良材等の購入に係る肥料費1,062万9千円、電気柵補修材等の購入に係る原材料費216万5千円を予定しております。

以上、報告第3号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

6 番 無量谷 隆 君

今年度、問寒別地区からの入牧が南沢団地に集約して入牧されたっていう話なんですけど、その入牧代が割高になると思うんですけれども、その辺の配分は、どのようにやっておりますか。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

ただいまの御質問なんですけども、入牧の計画頭数と、今年の実際の入牧した先の頭数っていうことで、よろしいでしょうか。

(無量谷議員「はい」)

まず、7年度の事業計画の方、予算策定時から算出した合計頭数の方が480頭ということで、こちらの方、例年の各団地に預けていただいている農家の方の割り振りの数字で、大体、見積もった計画となっております。

議員、先ほどおっしゃいましたように、今年の3月末から5月いっぱいにかけて、問寒別地区の方で牛のサルモネラ症の発生がございました。それに関係する農場の牛とそれ以外の農家の牛につきまして、ちょっと預かる団地の方分けようということで、問寒別団地の方にこのサルモネラ症に関係する牛の方を入れたと。それ以外の牛については南沢の方に運んで入牧させたというような現状でございます。

頭数につきましては、南沢団地の方が307頭を現在入牧時には入っております。

問寒別団地の方については154頭、今年入牧したというような状況でございます。

先ほど、少し入牧料が変わるとかっていう御質問の中身があったかなと思うんですけれども、放牧料の方はどちらの団地に入っても町の方は変わらないということになっております。ただ、運搬については各個人にお願いしておりますので、運搬に掛かる費用、こちら

の方が距離が延びて変わるかどうかちょっと分からないんですけども、個人負担の方は例年と同じ運搬賃で、多分運んでもらえてるのかなというふうに、ちょっと、私の方は理解しております。以上です。

6 番 無量谷 隆 君

どこの団地入れても例年並みの運搬賃ということで、自己負担するというような形と思うんですけども、今回初めてのことで、問寒別地区の牛をこっちの南沢団地に運んだということになれば、やはり距離的には、かなりキロ数的にはあるのかなと感じはするんですけども、その辺の配慮は、農家負担になるのか、その辺、確認したいんですけど。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

運搬の距離が延びて農家の負担が増えたのかというような御質問ですけども、まず、手間の部分、労力の部分でいきますと、まず、入牧の方が3日日程で今年行っております。おおむね150から180頭くらい隔日で運んでいるところなんですけども、農家の方におかれましては、畜舎の方まで運搬車両が行って、その積込みだけということで、近年、自分で運ぶ方がほぼゼロと、いらっしゃらないということで、全て農協さんの車両か農協さんの方が手配された庸車で運搬かけていますので、距離が延びて農家個人で苦勞するというようなことは今年度なかったというふうに考えております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

3 番 深 澤 博 幸 君

東ヶ丘スキー場の管理委託について伺います。

昨年度、スキー場オープンして間もなくリフトが故障して動かなかったということで、この管理業務は、スキー場クローズするまでやったのか、これ。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

議員の御質問にお答えいたします。

今年度もスキー場の管理委託を畜産振興公社の方で受けてございます。

議員おっしゃるとおり、スキー場オープンから間もなくリフトの稼働の方が故障により停止しております。日付的に私の方で押さえているのが、スキー場のオープンが年を明けて1月7日だったと思います。その後、1月10日頃にリフトの稼働が安全上確認できないということで停めてございます。これに関して、受託を受けている教育委員会の方と畜産公社の方と協議して、契約の内容、作業の内容を変更してございます。

変更の中身としては、圧雪業務は通常どおりやるというのと、リフト動かなくても利用の方がいるということで、利用者の監視ですとか、何かあった場合の連絡を取れるための人員配置ということで業務内容を変更しているということでございます。これの変更につきましては、設計変更していただいて、契約金額を減額した中で受託しているというような状況でございます。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

ということは、事業報告で管理委託業務を受託し、増収を図ったって書いているですよ。これ、減収じゃないですか、これ。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

令和7年度の事業計画の中にもございますけども、このスキー場の委託につきましては、毎年、毎年ということというふうに公社の方は考えておりますので、令和6年度の計画の中にも委託料としては予算の中で計上しない中で運営をしていたというところでございます。そんな中でスキー場の委託業務を冬季に受けて、その部分は計画上見込んでいなかったの増収というような表現になっておりますので、御理解のほどをよろしく申し上げます。

3 番 深 澤 博 幸 君

スキー場の管理委託業務ちゅうのは、どこまでの範囲を管理業務っていうんですか。

雪をならすところから始まってリフトを運行するまで、そのリフトの管理運営も含んでいるんですね。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

変更前の受託業務の中身でいきますと、利用者の案内誘導、改札及び乗降時の補助ですとか原動機及び関連機器、搬機、柵状支柱等の検査ですとか、整備、補修というものも入っております。それに圧雪車による圧雪、それからスノーモービルの運転だとかに関する管理日誌の記帳ですとかゲレンデ及びスキー場施設の整備点検なんかも委託管理の中には含まれてございました。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

その管理業務の内容を聞いたちゅうのは、リフトの当然管理運営も含まさってね、運営は別として、管理するのに、この間の教育委員会の説明では、その後、業者に来てもらって検査したところ、グリスを注したら直ったちゅうんですね。そんなね、初歩的なミスっていかさ、管理運営も任されてるんだら、その試運転もきちっとしたんじゃないですかそれ。そこ、なんで停まるようなことが起きたんですかこれ。これ管理運営する側の責任じゃないですか、これ。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

すいません。グリスをさして簡単に治ったというようなことは、ちょっと、私の方で把握していないところです。

施設のリフトにつきましては、異音がするというようなことで、管理点検の中で異音を発見して、委託先、委託を受けてる教育委員会の方に報告して、その後、安全上確認できないので停止しているというようなことで理解しております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

今の答弁なら、聞いてないって話なんだけど、我々、議員全員聞いてますよ。幌延町のスキー場としてオープンできなかった理由が、そのところにあるんですか。

町長、この見解どうなんですか、これ。今後のことも含めてなんですけど、前回、報告受けたときは町長もいなかったんで質問なしにしたんですよ。報告だけ受けましょうということ。

今後の継続するかしないかということもあるんで、町長の判断を仰いで、今後どうするかという議論始まるんですけど、今の振興公社と教育委員会の話、全然、食い違ってるんじゃないですか、これ。町長も知らなかったんですか、これ。

町 長 野々村 仁 君

異音がする。グリスを入れたときに音が一時停まったというお話のところだと思うんですけども、その部分では異音がしないけども、安全の確保ができないんで、そのまま停めたということをお聞きしております。

最終的に、それがどういう状態で使えるのかっていうのは、今後につけて業者が手がすいたときに、再度、細部によって点検をするということを聞いてはございます。それによって、今後、修繕をするのか、今のまんま安全をもう1回安全が確保されたとするなら、そのまま動かして、悪い所だけを修理をしていくのか、その方向を見定めるという今の時期だと私は考えていますけど。

3 番 深 澤 博 幸 君

起きてしまって、今、町長が言うとおりの、完全にね、修理が完全でないことも確認もしてないんで、これからの議論に始まるんだけど、そういうことでね、今年の事業計画にも、この委託事業載せていますよね。載してない。ああ、そうかい。それならいいんだけど、これから、その先の話なんだけど、町長として、いつ頃をめどにして、今まだ夏なんだけど、今日、明日発注したからってできる事業でないですよ。スキー場の運営、リフトの運営、今後も含めて、いつまで期限を区切ってやるのか、やらないのか、次年度に持ち越すのか。その辺の見解、町長が最後に伺います。

町 長 野々村 仁 君

まさに本当に、即、直るような話ではございませんので、もしか機械的な部品的な故障だとすると、全て当時の部品というのが、共通部品はないそうです。全て1からオプションで作り上げていくという形になりますから、大方、半年以上の期間がそれを発注したときからも掛かってしまうということになります。そういうことを聞くだけでも、今、再度点検をしながら、それが本当にしっかりした点検になるのかどうかっていうのも明白ではないですけども、本当に今のものが使え、議員がおっしゃるとおり使えるものか使えないものかというのが、音はなくなったということだけは事実なところでもあります。ただ、安全確保ができないけども壊れた箇所によっては部品が割れている、欠けている、そういうこと自体もきちんと調査をすれば分かるという業者の方のお話だということで、今、それに向けて、多分、教育委員会の方で進めてくれてるもんだと思っています。その検査が終わったときに、そういう金属片が混ざってるか混ざってないかによっては、全てを交換していくってということになりますと、発注に6か月以上、それから組立てに冬場はやれないんで夏場ということになると1年以上とかっていう、その長いスタンスが掛かるということで、本当に急いでやっていかないと、そのスタンスはどんどん広がっていくだけということで、再開のめどがどういうふうになるかというのは、今後、本当に議論を要するところだと私も思ってますけども、何せ、そこは業者間との間、それぞれ、もう春スキーも全て終わって、それぞれ、その期間としては、どういう形でしまい込んでるっていうか、多分、全てのメンテナンスをやって、大きなところをしてる業者さんなんだろうから、もう北海道に1社かないのか分からないですけど、それ自体が、業者があんまりいないということをつずっと聞いていますので、その時点では、やっぱり来てくれて点検するのを今、

私としては待っているという状態です。

議 長 西 澤 裕 之 君

スキー場の話になっていますので、畜産振興公社の話に留めてください。お願いいたします。

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております報告第3号は、報告済みといたします。

ここで、昼食のため13時5分まで休憩します。

(11時51分 休 憩)

(13時05分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9 報告第4号「株式会社 幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について」の件を議題とします。

報告第4号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第4号、株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況について、地方自治法第24条の3第2項の規定に基づき、別にお配りした経営状況報告書により御説明いたします。

初めに、令和6年度事業報告を御覧ください。

令和6年度のトナカイ観光牧場入場者数につきましては、国内旅行需要の高まりや利尻礼文サロベツ国立公園50周年関連事業を始めとした各種イベントの実施等に伴い、上期は前年度比2.7%の増加、下期につきましては、団体旅行受入れやイベント開催に努めたものの、冬季間の集客が伸びず、前年度比7.1%の減少、令和6年度通年での入場者数は4万5,904人と、前年度と比較して1.4%、639人減少いたしました。また、平成30年度から幌延町の学術研究、産業及び地域の振興を図ることを目的に運営する幌延町産業地域振興センターの管理業務を引き続き受託し、加えて、幌延町のPR、交流人口及び関係人口の増加に資することを目的に特産品の開発や販売等に努めました。

次に、貸借対照表を御覧ください。

資産の部のうち、1流動資産の主な内容につきましては、普通預金が289万6,693円、仕入れ商品の在庫を示す商品が421万3,903円、新樽製造用の製材及び乾燥処理済みのナラ材等について資産計上した貯蔵品が108万6,155円、年度末の売上等に係る未収入金が165万8,441円で、流動資産合計は1,009万7,887円。次に2固定資産につきましては、建物、工具・器具及び備品合計が198万153円。これに酒類仕入取引に係る保証金10万円及びオリジナルLINEスタンプ制作に係る開発費14万6,250円を加えた資産の部合計は1,232万4,290円です。

続きまして、負債の部のうち、1流動負債の主な内訳につきましては、年度末に債務が確定した令和7年3月分の給与費及び施設電気料金等に係る未払費用が417万484円、未払法人税が62万1,700円、未払消費税が164万6,900円で、流動負債合計

が653万4,789円。これに3年の割賦で取得した冷凍自動販売機に係る長期未払金14万2千円を加えた負債の部合計は、667万6,789円です。

続きまして、純資産の部のうち、1株主資本につきましては、資本金が2千万円、2剰余金につきましては、前期繰越利益金がマイナス1,643万1,272円、当期利益金が207万8,773円で、資本合計は564万7,501円、純資産合計も同額の564万7,501円で、負債の部及び純資産の部の合計は1,232万4,290円です。

次ページの損益計算書を御覧ください。

1営業損益の部(1)営業収益合計は5,412万4,373円、令和6年度につきましては酒類やご当地キャラクターグッズなどをはじめとする地域商品の販売促進、加えて従前より主な収入源としておりましたトナカイ貸出しの需要増加や団体旅行受入れに伴うトナカイそりの有料運行等により(2)営業費用合計5,161万3,366円を差し引いた営業利益は251万1,007円となりました。

続きまして、2営業外損益の部につきましては、(1)営業外収益が28万7,407円。これに繰延資産償却に係る(2)営業外費用9万7,941円を差し引いた営業外利益は18万9,466円です。従いまして、経常利益につきましては、営業利益251万1,007円に営業外利益18万9,466円を加えた270万473円となり、この額から3特別損失の部に計上した法人税、住民税及び事業税62万1,700円を差し引いた当期損益は207万8,773円です。

次ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。

純資産に係る前期末残高356万8,728円から当期の変動を反映した当期末残高は564万7,501円です。

次ページの個別注記表を御覧ください。

個別注記表には、重要な会計方針に係る事項及び株主資本等変動計算書に関する注記を記載しています。

最後に、次ページ以降の令和7年度収支予算書を御覧ください。

トナカイ観光牧場管理と産業・地域振興センター管理に関する収支予算を分けて作成しています。

トナカイ観光牧場管理に関する収支予算につきましては、収支ともに3,716万2千円で、収入の主なものは、トナカイ貸出し381万円、地域特産品等の販売収入553万6千円、施設運営に係る町からの受託事業収入2,724万8千円を見込んでおり、支出の主なものは、トナカイ飼育及び観光振興業務等に従事する職員に係る給与1,046万3千円、販売商品の仕入れ436万3千円、水道光熱費544万1千円、トラクター及び冷凍自動販売機等に係る賃借料135万8千円、トナカイの診療及びミズナラ樽製造等に係る手数料237万4千円、トナカイの飼育指導及び施設管理に係る委託料433万4千円、トナカイ飼育に係る飼料費237万9千円を予定しております。

次に、次ページの産業・地域振興センター管理に関する収支予算につきましては、収支ともに1,377万円で、受託事業収入につきましては、センターの指定管理に係る受託収入1,023万2千円に施設の清掃業務受託に係る収入323万4千円を加えた1,3

4 6 万 6 千 円、駐 車 場 敷 地 に 係 る 除 雪 費 用 負 担 金、高 所 清 掃 作 業 に 係 る 作 業 車 両 手 配 費 用、移 住 促 進 住 宅 清 掃 業 務 等 に 係 る そ の 他 収 入 が 3 0 万 4 千 円。支 出 の 主 な も の に つ き ま し て は、施 設 管 理 運 営 及 び 清 掃 業 務 等 に 従 事 す る 従 業 員 に 係 る 給 与 が 7 6 3 万 5 千 円、施 設 周 辺 の 除 雪、税 理 士 及 び 雇 用 保 険・労 災 保 険 事 務 等 に 係 る 委 託 料 が 2 3 7 万 9 千 円 を 予 定 し て お り ま す。

以 上、報 告 第 4 号 の 提 案 理 由 と い た し ま す。

議 長 西 澤 裕 之 君

こ れ よ り、質 疑 を 行 い ま す。

1 番 高 橋 秀 明 君

質 問 を 申 し 上 げ ま す。

ま ず、今 年 の 決 算 に つ い て、今 年 度、旅 費 交 通 費 は 5 6 万 8, 4 2 3 円、こ れ が 計 上 さ れ て い る ん で す け ど も、例 え ば、一 昨 年 と か は 7 万 幾 ら。昨 年 に つ い て は 2 7 万 5 千 幾 ら と 急 激 に 増 え て い る ん で す け ど、そ の 内 容 に つ い て 御 説 明 お 願 い い た し ま す。

産 業 建 設 課 課 長 補 佐 伊 山 英 貴 君

御 質 問 に お 答 え を い た し ま す。

旅 費 交 通 費 に 関 し ま し て は、ト ナ カ イ の 貸 出 し に 係 る 経 費 と な っ て お り ま す。

こ ち ら に つ い て は、件 数 の 増 減、ま た、日 程 に よ っ て 金 額 が 左 右 さ れ る と い う こ と に な り ま す。近 年、コ ロ ナ 禍 以 降、徐 々 に 貸 出 し の 件 数 が 伸 び て お り ま す の で、そ れ に 比 例 し て 見 合 い 分 と し て 旅 費 交 通 費 も 伸 び て い る と い う こ と に な り ま す。よ ろ し く お 願 い し ま す。

1 番 高 橋 秀 明 君

そ し て、例 え ば、ト ナ カ イ の 貸 出 し に つ い て 旅 費 が 掛 か っ た っ て 今 説 明 さ れ た ん で す け ど も、例 え ば、近 間 で、道 内 だ と 思 う ん で す け ど も、ど ち ら 方 面 で 掛 か っ た か と、そ の 点 に つ い て 御 説 明 を お 願 い い た し た い と 思 い ま す。

産 業 建 設 課 課 長 補 佐 伊 山 英 貴 君

お 答 え い た し ま す。

ど ち ら の 方 に 貸 出 し に 行 っ た か と い う こ と な ん で す け ど、道 内 が 中 心 で あ り ま す。

道 外 の 方 に つ い て は、近 年 対 応 は し て ご ざ い ま せ ん。

遠 方 の 方 に 行 き ま す と ニ セ コ 町 の 方 に な り ま す。近 間 で い き ま す と、雄 武 町 で す と か、あ と は、白 老 の 方 に も 6 年 度 に つ い て は 貸 出 し の 方 に 行 っ て お り ま す。

1 番 高 橋 秀 明 君

分 か り ま し た。

そ れ で、同 じ 決 算 で 広 告 宣 伝 費、こ れ が 1 6 万 3 千 何 が し か に な っ て る ん で す け ど も、こ れ に つ い て は、そ の 前 年 度 と か が、例 え ば 6 0 万 だ と か、平 成 5 年、平 成 6 年 度 の 決 算 で ど ち ら も 6 0 万 ぐ ら い 付 い て い る ん で す け ど も、そ の 点 と の 差 を ち ょ っ と 説 明 い た だ き た い と 思 い ま す。

産 業 建 設 課 課 長 補 佐 伊 山 英 貴 君

御 質 問 に お 答 え を い た し ま す。

広 告 宣 伝 費 に 関 し て な ん で す が、ど う い っ た 媒 体 に 載 せ る か と い う も の も あ り ま す し、

あと、こちらについては、PRに係るノベルティですとか、そういったものの提供に係る費用も、こちらの方に載せております。ですので、これについては固定されてるものではなくて、そのとき、その都度、流動的に効果があるものについては出していくということを取り扱っております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに、ありませんか。

3 番 深 澤 博 幸 君

関連で伺います。

トナカイの貸出しの件数、もし分かれば、昨年と今年度との比較、対象も含めてお知らせ願いたいと思います。

産業建設課課長補佐 伊 山 英 貴 君

はい、お答えいたします。

令和6年度につきましては、貸出しの件数としては6件ございます。そのうち1件が長期の貸出しということで、スポットの貸出しは5件、長期1件の計6件となっております。

令和5年度なんですけど、件数的にはほぼ同数ということになってはいるのですが、長期の貸出しについては、コロナ禍以降なかなか伸びなくて、令和6年度から長期の方がちょっと復活をしたというか、お声がけをいただくようになったということで、その辺については貸出しの料金というか収入に掛かる増と起因しているのかなというふうに思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

分かりました。

貸出してみても、どのような反響。

こないだ新聞、ちらっと枝幸だか、あっちの方に貸出した保育所のお話が載ってたんですけど、子供たちは大変喜んでたという話があるんで、やはり、トナカイに乗るという自体が珍しいもので、もう少しPRっていうか、宣伝をした方がいいんじゃないかなと思うんですけど、その方法として何か考えています。

産業建設課課長補佐 伊 山 英 貴 君

お答えいたします。

ほぼトナカイの貸出しということで、業務として伺っております。

それで、反応としては非常に皆さんやっぱり本物のトナカイを見るっていう機会はそうそうないということで、幌延町にトナカイがいるんですよということを申し上げると、行ったことがあるという声も聞いたこともございますし、大半の人がいるんですねというようなことでしたので、まだまだ知名度といいますか、認知度については、まだまだ上げていかなきゃいけないんだろうなというふうに思っております。我々も、方々で貸出しをしていただいた際に、その借主というか現地の方で幌延町からトナカイが来てるんですよということで紹介もいただいておりますし、場合によっては、新聞社といいますか地方の方が取材に来られて、実際にトナカイ乗られてるお子様たちからインタビューをされたり、取材をされたりなど、いろいろとPRの方にはつながっているのかなと思いますが、今後、さらなる宣伝、幌延町のPRと幌延町イコール、トナカイというふうになるように、頭を

ひねりながら考えていきたいなというふうに思っています。

3 番 深 澤 博 幸 君

そのことについて、今、伊山君が言った専門分野なんですけど、近い将来ね、これをどんどん波及していくには、人材育成ちゅう面でも、特殊な動物なんで危険に当たるかどうか分からないんですけど、そういう扱いをするのに担当職員として育てていくことも必要でないかと思うんですけど、そういう努力はされていますか。

産業建設課課長補佐 伊 山 英 貴 君

お答えいたします。

トナカイに関しては、やはり、普通の動物とは違って扱いも非常に難しいということで、今のところ、導入当初、問寒別の方でトナカイを家畜として飼養されている、御存じのことだとは思いますが、その方が第一人者であるという認識は、私たちも変わってはおりません。それで、後進の育成ということなんですけど、これまでもそういった後任のトナカイの方の飼育をしっかりと携わっていただける方の育成というのは課題となっておりまして、いろいろ、これまでも取り組んでまいりました。令和6年度、協力隊が着任されまして、その中の1人はトナカイに特化した方ということで、日々、トナカイの飼養に関すること、見ながら、お世話をしながら学んでいってくれているということで、自身もやはりトナカイのことをかなり気にかけて見られているということで、うまくその方が今後引き継ぎやっていただけるような人材となっていいただければなというふうに我々のほうとしては考えております。

3 番 深 澤 博 幸 君

よく分かりました。その点は十分よろしくお願ひしたいと思います。

次に、その営業について、今年の収支予算書を見たら、餌の売上げがゼロになっているんですよね。で、皆さんに聞いたら、いや最近ゼロになったんだって話。

昔は有料だったと。僕の記憶では有料になっていた時代しか知らないんですけど、何でこれ、餌、無料になったのか、経緯と、この牧場自体が赤字経営なのに、一生懸命、営業努力するちゅうか、売上げを伸ばすべき部署がね、また、小さい金額かもしれんけど、何で餌代無料にしてまで入場者を募ろうとしているんですか。それと、以前、民間の方にこの管理運営を委託した経緯がありますよね。今はトナカイ観光牧場が経営しているんですけど、その当時は支配人役がいたんですけど、この株式会社になってから、その支配人役っちゅうか、いるのか、いないのかと、従業員は幾ら、何人いらっしゃるのか伺いたしたいと思います。

産業建設課課長補佐 伊 山 英 貴 君

御質問にお答えをいたします。

まず、餌の関係なんですけど、指定管理を株式会社幌延町トナカイ観光牧場が受けておりまして、支配人管理業務等については別な事業所さんにこれまでお願いをしておりまして。ちょっと、記憶がちょっと定かではないんですけど、餌代については、今のトナカイ観光牧場の管理をいただいている安心生産農園には変わっております。そこの収入として、餌代については上げたいということで、これまで株式会社幌延町トナカイ観光牧場の方で受け

ていたものを、餌については入られた事業者の方に準備から含めて切替えて、そちらの方の収入に充てているということで、餌代の方の収入がゼロということになっております。

あと、支配人管理業務については、委託の中で安心生産農園さんの方に施設の維持管理含めて、清掃も含めて、案内も含めてお願いをしておりますので、そちらの方に充てております。なので、固定された支配人というものは常駐しておりません。設置はしておりません。あと、従業員数なんですけど、こちら、会社の従業員数ということでよろしいでしょうか。令和6年度3月末の時点で15名となっております。それで正職員が3名、パート従業員が12名、合わせて15ということになっております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

餌代のことに入るんですけど、以前は有料で安心農園、それ、多分、北星園のことを言っているんですよね。そちらは、食堂経営の方ですよね。何でその後、要するに北星園の方に趣を受けたから、そっちに補填してるっていうことに聞こえるんですけどね、トナカイ観光牧場自体が赤字なんだよ、これ。赤字なのにね、少ない収入源かもしれないけど、何で、そこまで手厚い保護するんですか。

産業建設課課長補佐 伊 山 英 貴 君

お答えいたします。

議員、御指摘のことについては、ごもっともだなというふうに思っておりますが、当時、事業者として、あそこのトナカイ観光牧場に入り運営するときに、全体の管理も含めて、餌についてもこちらで準備するので、経費は持つので、その餌の収入についてはこちらで受けさせていただけないかという御提案があり、あちらもやはり、経営的になかなか難しいということでしたので、餌代については、そちらに全てお任せしたという経緯がございます。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

経緯はどうでもいいですけど、この運営費に掛かる経費って、町民の税金ですよこれ。

それをね、今、北星園は民間の方に移住しましたが、町民の税金投入して赤字補てんしてるのにね、その部分をほうっておいてね、将来、トナカイ観光牧場のあるべき姿っちゅうの、どう見ているんですか、これ。一生この状態でいくんですか、これ。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいま、餌のお話の答弁に少し不足がありましたので、私の方から追加させていただきます。

今、安心生産農園さんでレストランを運営いただいている中で、なかなか、そこの経営が苦しい、また、障がい者の雇用の場っていうところもあって、できるような仕事ということで、餌の方をお任せして従事いただいているという部分があります。昨年度も収入を増やす工夫をすべきだと深澤議員の方からお話いただいております。ちょっと、今回の7年度の予算には反映しておりませんが、4月1日から通常、今まで売っていた餌の代金を少し値上げさせていただいて、当然、その分の作業費は安心生産にお支払いする。そこから少し増えた分は町の収益として、会社の利益として上げるような形で、4月1日から、その部分を少し、僅かでありましかつても、収支改善のところで工夫させていた

だいているところでございます。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

努力は認めざるを得ないけど、我々の感情から言ったらね、私も経営者ですけど、経営者として少しでもね、赤字をなくすと。少しでも黒字を出そう、そういうのが努力なんですよ。皆さん方に悪いかもしれんけど、人の金でしょ、それ、結局は。汗水流した町民にとったら大事なお金ですよ、これ。そういう施設を持ってね、赤字をね、少しでもなくするという努力が、どこにも垣間見えないんですよ、これ。この状態だったら一生続きますよ、これ。あとは町長の決断だけど、将来的に、孫の代までこの観光牧場は存続させるんですか。いかがでしょう。

町 長 野々村 仁 君

いつまで、これを存続するかないかということ自体と、その努力と経過を今後も見守らなければならないところはあるかと思えますけども、今、先ほどから言っている我々にとっては福祉のまちである、やっぱり、この授産施設の部分で、子供たちがその働き場所を見いだすところが少ない、その中で、そこの一部を、やっぱり、それぞれ、子供たちに仕事の場を与えて、安心生産農園の安定化も図りつつ、我々の方も、いつも、かちかち山でありますけども、その努力をしていかなければならないというところでもあります。

ただ、やはり、そういう授産施設としての位置付けとして、誰もが参加して、その仕事に携わってくれる人が増えれば、そこへ来てくれる子供たちも増えるという、やっぱり、この福祉の観点からも大切な施設だと私も思っておりますので、今後、それぞれ、収支のこともありますから、何でもかんでもが、そういう形で全てを赤字にしてでもやるのかっていう話ではないですけども、ここで小さな中ではあっても、そういうところが携わることによって展開されるものっていうのが大きな意味があるというふうに私も思っていますので、その部分としては、実際問題、今回みたいな形にさせていただきながら、少数でも、少ない額でも、うちが介入してやってることについて利益を還元できるような仕組みを今年度から考えていると、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに、ございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

事業報告の中にあります、入場者数、前年と比較して減少したけど、4万5,904人、上期、増えて2万8,017人。これね、トナカイ牧場の入り口にあるカウンターの数字をまともに書いて、この数字なんですか。あのカウンターは、行って1回、出て1回、これを分かっていて、この数字を書いているのか、お伺いします。

それと、イベントで香港や台湾の所から観光客、団体で来てくれましたよと。この人方のリピーターの確保は、どのように努力してるのか、2点目にお伺いします。

3点目、決算で租税公課235万5,049円でした。しかし、7年度の予算として、租税公課83万しか見てないんですけど、それは、どういう見方をして、こういう予算計上したのか、お伺いします。

産業建設課課長補佐 伊 山 英 貴 君

お答えをいたします。

まず、入場者数のカウンターについては、今、議員の方からもお話があったとおり、基本的にはカウンターでの集計ということにならざるを得ないということで、その数字を載せております。

あと、次にインバウンドですね。ツアーの関係でどのようにリピーターとして集めているのかということなんですが、冬を迎える前ですかね、11月中ぐらいだと思うんですが、ツアー会社の方から御一報入って、また今年もトナカイ観光牧場の方に立ち寄らせていただきますということで、御一報をいただいた後にファックスが来るということで、その中に何月何日に何名、何月何日に何名ということで記載されたものが送られてきますので、こちらを牧場管理棟の方にもお伝えをして、この日にこういう形でツアーが入ってくるので対応の方よろしく願いますという形で対応しております。

特に、こちらの方から、また来年も願いますということは、言う前に先方さんの方から、冬季間については立ち寄る場所がなかなかないということで、旭川から稚内までの区間の中で、立ち寄る場所がトナカイ観光牧場というのは、やっぱり、アジアの人たちにとっては雪が見れてトナカイ見れるというので、トイレも使えるし休めるということで御利用されているという実態がございます。

あと、最後の3点目の租税公課に関してなんですが、こちらについては、ある程度、試算をしていく中で割り出してはいるんですが、収入ですとか、その辺のバランスを見て、どうしても売上げが伸びれば、その分、費用というか出ていく税金の金額は変わるんですが、そこについては、当初の見込みとしては、ちょっと低めに抑えてますが、結果的には売上げが伸びていくと。それに比例して税金も上がっていくということなので、いきなり、そこで高額にどんと上げるというわけにも、ちょっと、なかなかいかないということなので、このぐらいを見込んでということで計算をさせていただいて次第です。まともな数字を、ちょっと、なかなかはじきづらいというのが、ちょっとありますので、そこはちょっと御理解いただければと思います。

議長 西 澤 裕 之 君

ほかに、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております報告第4号は、報告済みといたします。

日程10 報告第5号「令和6年度 幌延町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」の件を議題とします。

報告第5号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第5号「令和6年度 幌延町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和6年度幌延

町下水道事業会計における建設改良費のうち、翌年度に繰り越した額を議会へ報告するもので、翌年度へ繰り越した予算の額につきましては、幌延町公営企業管理者から幌延町長へ令和7年5月30日付け文書により報告を受けております。

次ページ、令和6年度 幌延町下水道事業会計予算繰越計算書をお開きください。

本計算書は、地方公営企業法施行令第19条において規定する総務省令により定められた報告様式でございます。

繰り越した事業の名称は「3条仲通線管路改修工事」、翌年度繰越額は1億709万6千円で、財源の内訳につきましては、国庫補助金5,224万5千円、企業債1,810万円、当年度損益勘定留保資金等が3,675万1千円でございます。

本工事を翌年度へ繰り越すに至った要因につきましては、令和7年2月26日開催、まちづくり常任委員会において、先に御説明させていただいたところでございますが、世界的半導体不足の影響を受け、工事施工に当たり設置を要するマンホールポンプ所ポンプ制御盤製作に必要な電子部品の納品に不測の日数が生じたことに伴い、組立作業に遅れが生じたこと等が主な要因でございます。

なお、本事象に伴い、工期を当初設定した令和7年2月20日から令和7年5月30日へ99日間延長し、工事については完成しております。

以上、報告第5号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております報告第5号は、報告済みといたします。

お諮りします。この際、日程第11 諮問第1号 及び 日程第12 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号の2件は、一括議題といたします。

諮問第1号及び諮問第2号の提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

法務大臣による人権擁護委員の委嘱に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が推薦する委員の候補者について、議会の意見をお聞きしたのち、推薦手続きを行うことになっております。

諮問第1号の稲垣紘順氏につきましては、現在も幌延地区を担当していただいておりますが、任期の令和7年9月30日を迎えるに当たり、引き続き人権擁護委員として推薦い

たしたく、議会の意見を求めるものです。

稲垣紘順氏は、平成19年4月1日から人権擁護委員として活動されており、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権の尊重に深く理解を示され、稚内人権擁護委員協議会副会長などの要職を務めてこられました。特に人権教室や人権の花運動を通じて、小中学生に対する人権啓発活動に力を注がれるなど、精力的に人権思想の啓発に努められていることから、人権擁護委員に相応しい方として、再度推薦させていただこうとするものです。

諮問第2号の高木由香氏につきましては、現在も問寒別地区を担当していただいておりますが、任期の令和7年9月30日を迎えるに当たり、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

高木由香氏は、令和元年10月1日から人権擁護委員として活動されており、率先して参加している地域のボランティア活動を通して、地域住民との交流や障がい者施設の慰問などで高齢者や障がいのある方たちのサポートを行うなど、人格識見高く、広く社会の実情に通じるとともに、地域事情に精通され、地域の人望も厚く、人権の尊重に深く理解を示しておられます。人権擁護委員に就任されてからは、特に各学校での人権教室などを通じて、いじめ問題や子どもの人権問題について積極的に取り組まれていることから、人権擁護委員に相応しい方として、再度、推薦させていただこうとするものです。

以上、諮問第1号及び諮問第2号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、諮問第1号及び諮問第2号は、討論を省略し、いずれも適任とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、適任とすることに決定しました。

日程第13 議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂敦君

議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」提案理由の説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、交通条件や自然的、経済的等の諸条件が他の地域と比較して不利な地域に対し、住民の生活文化水準の格差是正を目的とした公共的施設を整備しようとする場合、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て策定するものであります。

なお、この計画に基づいて発行する辺地対策事業債については、元利償還金の80%が

普通交付税に算入されます。

令和２年度に策定しました計画は、令和６年度で終了しましたので、新たに令和７年度から令和１１年度までの５年間の計画を策定することとなりますが、この策定に必要な北海道知事との事前協議につきましては、令和７年５月７日付けで異議がない旨の回答をいただいております。

議案２枚目の総合整備計画書を御覧ください。

初めのページでは、辺地の概況、公共的施設の整備を必要とする事情、次のページでは、公共的施設の整備計画を記載しております。

それでは、議案３枚目になります、３．公共的施設の整備計画について、その内容を御説明させていただきます。

整備する施設は、道路では橋梁長寿命化改修の１事業で、事業費３億７，４６５万５千円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は１億３，８７０万円です。飲用水供給施設では、問寒別農業用水道施設改修、農業用水道施設改修の２事業で、事業費２億７，４５４万円、辺地対策事業債は１億４，０９０万円です。簡易水道施設では、簡易水道施設改修の１事業で、事業費３億３，５６４万７千円、辺地対策事業債は１億５５０万円です。下水道処理施設では、個別排水処理施設整備の１事業で、事業費４，２５０万円、辺地対策事業債は１，５００万円です。消防施設では、小型動力ポンプ付積載車整備の１事業で、事業費１，５７０万７千円、辺地対策事業債は１，５７０万円です。通学施設では、スクールバス整備の１事業で、事業費１，２４８万８千円、辺地対策事業債は１，１１０万円です。除雪機械では、建設機械整備の１事業で、事業費６千万円、辺地対策事業債は２千万円です。整備計画の合計は、事業費が１１億１，５５３万７千円、辺地対策事業債の予定額は４億４，６９０万円であります。

以上、議案第１号の提案理由の説明といたします。

議長 西 澤 裕 之 君
これより質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第１号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１４ 議案第２号「幌延町地区体育館条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第２号について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 古 草 勝 君

議案第２号「幌延町地区体育館条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の

説明を申し上げます。

この度の改正は、幌延町地区体育館 2 施設のうち、昭和 43 年に建設されました上問寒地区体育館を地域の要望及び施設の老朽化に伴い解体を進めることから、この度、一部改正条例を提案するものであります。

お手元に配布した新旧対照表も併せて御覧ください。

第 2 条の表につきましては、現在、上問寒地区体育館及び下沼地区体育館の 2 施設について規定しておりますが、このうち上問寒地区体育館の項を削るものであります。

次に附則であります、この条例は令和 7 年 7 月 1 日から施行することとしております。

以上、議案第 2 号「幌延町地区体育館条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第 2 号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 3 号「幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第 3 号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第 3 号「幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から段階的に施行されてきたところでありましたが、この度令和 7 年 10 月 1 日施行分の改正案が示されたことに伴い、妊娠・出産の申し出時における、仕事と育児との両立に関する制度の周知や意向確認などに関する規定の整備等、所要の改正を行う必要が生じたことから、関係する 2 条例を改正しようとするものであります。

それでは、配布した新旧対照表を御覧ください。

初めに 1 ページ、改正条例の第 1 条は、幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。

第 17 条第 1 項は、本改正に伴う条項ズレの精査です。第 17 条の 3 は、新たに追加されることとなった条項で、第 1 項では、妊娠・出産についての申出をした職員等に対し、仕事と育児の両立支援制度等を知らせるとともに、本制度の利用に関する意向を確認するための措置について規定しています。同じく第 2 項の改正は、3 歳に満たない子を養育す

る職員に対する措置についての規定で、第1項の規定と同様の措置を取ることとしています。2ページの第3項では、前2項による意向確認をした事項の取り扱いに関し、意向に配慮しなければならない旨、規定しています。第17条の4及び第17条の5は、新たに条項が追加されたことに伴い、条項を繰り下げするものです。

次に3ページの改正条例の第2条は、職員の育児休業等に関する条例で、第1条は、上位法の改正に伴い、引用条項による趣旨を整理しようとする改正です。第18条は部分休業をすることができない職員に関する規定で、上位法の改正に伴い、条文を整理するものです。第19条及び4ページの第19条の2は、部分休業の承認で、これまで部分休業は上位法において一日当たりの請求しか定められていなかったものが、今回の改正で1日当たりのほかに、1年当たりでの請求行為が定められたことから、それぞれを第1号及び第2号の部分休業として整理し、第19条と第19条の2でそれぞれの承認について規定しているものです。第19条の3は、上位法において条例委任されている部分休業の請求期間を設定するもので、その期間を4月1日から翌年3月31日までにしようとするものです。第19条の4は、上位法において条例委任されている第2号部分休業の一年間の請求可能時間を設定するもので、非常勤職員以外の職員が77時間30分、非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間の10倍までと規定しています。第19条の5は、部分休業の申し出内容の変更を認める特別の事情について規定しています。

次に5ページの第20条は、部分休業をしている職員の給与の取り扱いについて、上位法を引用することで部分休業を明確化する改正です。第21条は、部分休業の承認の取消し事由について、上位法を引用する規定にしています。

次に、附則第1項で、この条例は、令和7年10月1日から施行することとし、附則第2項の規定は公布の日から施行することとしています。第2項は、本改正における請求等については、本条例の施行日前でも行うことができる旨、規定しています。第3項は、第2号部分休業における一年間の請求可能時間に関して、施行日が10月1日であることから、令和7年度に限り、2分の1の請求可能時間にしようとするものです。

以上、議案第3号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程16 議案第4号「幌延町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第4号「幌延町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を説明します。

この度の改正は、地方自治法及び地方自治法施行令が令和6年4月から施行されたことに伴い、本条例の引用条項にズレが生じていることから、整合性を確保するための改正となっております。

お手元に配布の新旧対照表により、御説明させていただきますが、第1条及び第2条の改正はいずれも、先ほど申し上げましたとおり、上位法の改正に伴う引用条項のズレを整理する改正となっており、本条例の趣旨や内容を変更するものではありません。

最後に附則ですが、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第4号の提案理由の説明といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第5号「幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島 田 幸 司 君

議案第5号「幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、児童福祉法に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関連する町条例を改正するものです。

改正の主な概要は、家庭的保育事業者による保育内容支援に係る連携施設の見直し及び連携施設経過措置を5年延長するとともに、栄養士法の改正により、従前、管理栄養士国家試験は栄養士の免許を取得した者ではなければ受けることができなかったところ、改正後においては管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士の国家試験を受験することが可能となったものです。

それでは、配布しております新旧対照表と併せて御覧願います。

基準条例の一部改正により、各条各号において同様の改正を行うものであり、第6条では家庭的保育事業者等による連携施設の確保において保育内容の支援及び代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、一定の要件を付して連携施設の確保を不要とすることができる規定の追加並びに規定の整理を行うものです。第16条第1項第2号の改正は、先程ご説明しました栄養士法の改正によるもので、栄養士による献立指導等について、栄養士資格を経ずに特定の養成施設において管理栄養士資格を取得したものであっても、その基準を満たすものとする規定を追加したものです。

次に附則第3条の改正は、原則として2歳までの子どもを預かる家庭的保育事業等は連携施設を確保する必要がありますが、連携施設を確保しないことができるとする経過措置を令和11年度まで、5年間延長し、経過措置の期限を設置運営基準の施行日からの10年から15年に延長するものです。

この条例の附則であります、この条例は、公布の日から施行することとしています。

以上、議案第5号の提案理由の説明といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程18 議案第6号「幌延町特別職報酬等審議会条例の制定について」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第6号「幌延町特別職報酬等審議会条例の制定について」の提案理由を説明します。

本条例は、町長などの特別職の給料や議会議員の報酬等の決定において、町民の意見を反映させ、公平で公正な報酬決定を確保する必要性から、地方自治法の規定に基づき、政治的立場や個人的利害関係にとらわれず、客観的な視点から報酬や給料の適正さを判断するための機関を設置しようとするものです。

それでは、議案により条ごとに説明させていただきます。

初めに第1条では、本審議会の設置目的について規定しています。第2条は、本審議会の所掌事項について規定しています。第3条は、本審議会の委員の人数、任命方法及び任期について規定しています。第4条は、本審議会の会長の選任方法、責務及び職務代理者の指定について規定しています。第5条は、本審議会の招集方法及び開催の要件について規定しています。第6条は、本審議会の庶務事項は総務企画課において処理することを規

定しています。第7条は、本条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定めることを規定しています。

最後に附則ですが、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上、議案第6号の、提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

3 番 深澤博幸君

先般の常任委員会でも説明があつて、質疑応答もさせていただいたんですけど、もう2、3点伺いたいと思います。

この委員会は何回ぐらいを想定して行おうとしているのか。そして、この委員に約5名ほどの委員さんを任命するとあるんですが、先般聞いた中では、男性ばかり5人だったような記憶があるんですけど、やっぱり、そのお金に絡むことで、女性のほうがシビアじゃないかと思うんで、女性を登用してはどうかっていう御意見と、それから、この諮問委員会で諮問を受けた場合、いろんな結果ありますよね。減額、それから現状維持、増額という見解が出たときに、町長はどのようにして判断をするのか。とりあえず、それだけ。

総務企画課長 早坂敦君

それでは、順番にお答えさせていただきます。

まず、審議会の開催回数、こちらに関しましては、基本的には、こちら、年に何回というような規定はございません。それで、常任委員会の中でも一部説明させていただきましたけれども、基本的には町長が、こういった給料ですとか、該当者の報酬等これを議案として提案したいというようなときに諮問して答申を頂くというような流れになります。

ただ、それ相応の回数の開催というのが必要となると思いますので、今回、補正予算の方にも一部計上させていただいておりますが、1年間で3回程度の開催を今のところは計画中ということでございますが、その3回でもし決まらなければ、当然4回目、5回目ということの開催も視野に入れた開催をしたいというふうに考えているところでございます。

次に、委員の選任方法ということで、5名程度ということで、私、常任委員会で男性ばかりというのを説明した記憶はないんですけども、基本的には、経済団体から2名程度、それから福祉関係から1名というような状況、それから、あとは、自治会、連合町内会ですとか、そういったところから1名、それから一般公募ということで1名ということで、今のところ考えているということで、特段、その性別を限定するような話じゃありませんので、その辺り、女性の登用というものも、当然、視野に入れながら、委員の選任について、関係団体の方にお問い合わせしようと思っておりますので、その辺りもちよっと含めて選任というか、推薦を頂きたいというふうに今のところ御意見いただいた上で考えたところでございます。

それから、諮問結果を町長の判断ということで、ちょっと、私の方から答弁するのではないかもしれませんが、基本的には、町長がこれでどうでしょうかというようなことで諮問をかけます。まずは、分析した結果をこの委員会の方にかけるという形になると思います。それを受けて、それが適正か否か、若しくは、ここまではする必要ないんじゃないか

というような形で答申を受けると。その答申を受けた結果を受けて、町長が最終的に判断するという形になりますので、そこに関しましては、答申を受けたからといって、100%、それにするだとか、そういうような結末にはならないということで、それを、あくまで参考意見といいましょうか、答申ですからそれを受けた上で最終的に判断を町長がするというような流れになろうかと思います。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

私も議員になって、三役の報酬に関する決議というのは、したことが、経験がないので、お伺いしますが、一番最後、この報酬を決めた時期っちゅうのはいつだったんですか。
総務企画課長 早 坂 敦 君

お答えいたします。

町三役の部分だけで、よろしいでしょうかね。

町長、副町長、教育長の分ということで、手元の資料によりますと、施行日が平成23年6月に施行されて以来、一度も改正されてないというような状況でございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

今の数字聞くと、長年やってなかったなという感じはするんですけど、町長にお伺いしますが、何で、この時期にこの諮問を改設しようと思われたのか。町長の意見も、失礼ですけど、余り、残り少ないのに、最初にやれば結果が出ているんだけど、何で、今時期なのかって、ちょっと不自然な形になっているんだけど、いかがでしょう。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ、人件費相当、それぞれ、民間も企業もずっとベースアップしてきたと。各自自治体、団体もあちこちで見直しをしてきていると。うちは遅い方ですけど、もう、既に変えたところ、2、3年前に変えたところ、現実にあるということで、このままでいいのかということを、この間も、常任委員会でお話ししましたけど、全体の御意見をお聞きして、審議をしていきたい。そのように思っています。

それぞれ、いろんな議員の皆さん方も、議員報酬の在り方だったり、なんなりっていうのが全体的で、こういうこと自体を網羅した中で、何かをお話が聞こえてきたらいいなと思っていますし、それぞれ、今のこの旅費の規定の話もありますけども、そういう全般的にどういう経費の掛かり方をしてるんだということのお話も、全般的に、それぞれ、こういう、場所は違いますけども、そういう、ざっくりばらんにお話を聞かせていただければ、大変ありがたいなと思っていますから、この時期にやるということで判断しました。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに、ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、１４時２５分まで休憩します。

(１４時１０分 休 憩)

(１４時２５分 開 議)

休憩前に、引き続き会議を再開します。

日程第１９ 議案第７号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第７号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第７号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和７年度施行問寒別地区給配水管改修工事。契約の方法は、指名競争入札による契約。契約金額は７，７６８万２千円。契約の相手方は、天塩郡幌延町字幌延２２１番地１、土屋建設株式会社、代表取締役、堂俊英氏で、現在、仮契約中です。

入札に係る指名業者は５社で、所在の内訳は幌延町２社、豊富町２社、天塩町１社。予定価格は７，８７９万３千円。落札率は９８．５９％。第１回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、問寒別地区において給配水管の敷設等について施工しようとするもので、工事延長は１，９６０．６４ｍ。道道横断工２か所、ＪＲ横断工１か所、給水管布設工７か所でございます。工期は令和８年２月２０日までとしております。

以上、議案第７号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第７号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２０ 議案第８号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第８号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第８号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものです。

契約の目的は、令和７年度施行（繰越）教職員住宅建設工事（建築主体工事）。契約の

方法は、指名競争入札による契約。契約金額は2億8,930万円。契約の相手方は、天塩郡豊富町東3条7丁目、株式会社佐々木組、代表取締役、佐々木淳氏で、現在、仮契約中です。

入札に係る指名業者は5社で、所在の内訳は豊富町1社、稚内市4社。予定価格は2億9,804万円。落札率は97.07%。第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、幌延町字幌延156番地2のほか、町有地内に3LDK4戸で構成する木造2階建て延べ床面積331.24㎡の教職員住宅2棟の建築について施工しようとするもので、工期は令和8年7月31日までとしております。

以上、議案第8号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

令和8年の7月までということですけど、これ車庫部分も含まれるのかが、まず1点。

2点目に、この電気工事はどういうふうになるのか。2点目にお伺いします。

産業建設課課長補佐 若 杉 忍 君

まず、1点目の車庫の件につきましては、この建設工事の中に含んでおります。

次、電気工事なんですけども、電気設備工事ということで、この建築工事とは別に工事を発注しておりまして、既に契約済みでございます。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

車庫も込みということで、実際に住む住宅と車庫の間、この舗装工事はどこがやることになるのかが1点と、7月に終わって8月から入居をするという形になるんですか。それとも半年置いて3月から入居という形取るんですか。

産業建設課課長補佐 若 杉 忍 君

まず、1点目の舗装の件なんですけども、車庫と住宅の間、ここについては、共用通路として舗装工事を行うんですけども、この舗装工事につきましても、今の本契約の仮契約中の建築主体工事の中に含まれております。

次に、2点目の入居の関係なんですけども、こちらについては、ちょっと、私どもでは分かりかねるんですけども、工事の工期としましては、令和8年7月31日までの工期となっておりまして、その後、完了検査を受けた後、引渡しという形になります。一応、工事の内容としては、その内容となっております。以上です。

教育長 伊 藤 一 男 君

入居の関係につきましては、工事の引渡し後という形になりますので、夏休み中かなというような、今のところ、このスケジュールでいくとそんなような感じになっております。

議 長 西 澤 裕 之 君
ほかに、ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第9号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第9号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものです。

契約の目的は、令和7年度施行間寒別浄水場建設工事。契約の方法は、指名競争入札による契約。契約金額は6,303万円。契約の相手方は、旭川市6条通3丁目2473番地、新谷建設株式会社、代表取締役社長、新谷逸正氏で、現在、仮契約中です。

入札に係る指名業者は5社で、所在の内訳は旭川市1社、札幌市3社、天塩町1社。予定価格は6,697万9千円。落札率は94.10%。第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、幌延町字間寒別747番地1のほか、町有地内に鉄筋コンクリート造平屋、延床面積104.16㎡の浄水場建設について施工しようとするもので、工期は令和8年2月20日までとしております。

以上、議案第9号の提案理由といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

工期が8年2月20日までということで、冬季の間のこの現場に行く除雪は自分たちでやるんですか、それとも町がやるんですか。

産業建設課課長補佐 若 杉 忍 君

除雪に掛かる費用なんですけども、本工事の中で計上しております。

議長 西 澤 裕 之 君

ほかにありませんか。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第10号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第10号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものです。

契約の目的は、令和7年度施行問寒別浄水場膜ろ過施設機械・電気設備工事。契約の方法は、指名競争入札による契約。契約金額は1億5,499万円。契約の相手方は、札幌市中央区北2条西3丁目1太陽生命札幌ビル、株式会社水機テクノス札幌支店、支店長、大出直一氏で、現在、仮契約中です。

入札に係る指名業者は5社で、所在の内訳は岩見沢市1社、札幌市4社。予定価格は1億5,728万9千円。落札率は98.54%。第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、幌延町字問寒別747番地1のほか、町有地内に建設を予定する問寒別浄水場内に水の濁りや細菌等を膜状のフィルターにより、ろ過するための設備を設置しようとするもので、工期は令和8年3月10日までとしております。

以上、議案第10号の提案理由といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第11号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 古 草 勝 君

議案第11号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議案に記載した財産の取得について、提案するものであります。

契約の目的は、問寒別地区スクールバス、しらかば号購入。品名及び数量は29人乗りスクールバス1台。契約の方法は、随意契約による契約。契約金額は1,222万2,900円。契約の相手方は、稚内市大黒5丁目5番22号、稚内三菱自動車販売株式会社、代表取締役、蛭名隆浩氏で、現在、仮契約中です。

見積合わせに係る指名業者は2社で、所在の内訳は稚内市2社、予定価格は1,247万2,900円で、落札率は97.8%。第1回目の見積合わせで決定しています。

購入する財産の概要につきましては、三菱ふそう社製、ローザ プロ ロングボディ、寒

冷地仕様1台で、カタログ値で全長6.99m。車体重量は4,060kg。エンジンはインタークーラーターボ付直接噴射式、直列4気筒ディーゼルで、定格出力は150馬力、駆動方式は前2駆動、後4駆動。付属品はスイングオートドア、前後ドライブレコーダー等で問寒別地区での使用を想定しております。なお、納車期限は令和8年3月31日としております。

以上、議案第11号、財産の取得についての、提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君
これより質疑を行います。

4 番 高橋秀之君

朝の行政報告の中で、問寒の生徒数、中学校、小学校合わせて、多分12人だか13人だと思うんですけど、この購入するバス29人乗りってということなんですけど、なぜ、生徒が少ないのに29人乗りの大きいバスを購入するのかをお伺いします。

教育長 伊藤一男君
御質問お答えいたします。

問寒別地区のスクールバスにつきましては、こざくら号とこのしらかば号ということでございます。こざくら号については復路路線ということで、今、回っておりますけれども、しらかば号につきましては、地域バスというか、定期バス、軌道の代替ということで、ずっと走っております、こちらの方につきましては、町民の方も乗られるというようなことで、それと、あと、全員で移動するときには、やはり11人乗りでは乗り切れないというようなことで、この29人乗りということで、今と同じ方のものを購入させていただきたいということでございます。

議長 西澤裕之君
ほかにございますか。

3 番 深澤博幸君

高橋議員と同じ質問だったんですけど、視点を変えて質問させていただきます。

これ、中央乗りなのか、運転席から乗る。乗り口ちゅうのはどこに。

教育次長 古草勝君
お答えいたします。

入り口につきましては、助手席後ろ辺りになりますので、前側の方、中央ではなく若干前側の方にドアが付く予定でございます。以上です。

3 番 深澤博幸君

全員が乗るっちゅうことなんで、小さいお子さん、今、乗り口の昇降口、上がったたり下がったりする車あるんですよね。そういう対応はできないのか。

教育次長 古草勝君

こちらにつきましては、乗降しやすいような補助ステップが付くことになっております。以上です。

議長 西澤裕之君
ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第12号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第12号について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 古 草 勝 君

議案第12号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議案に記載した財産の取得について、提案するものであります。

契約の目的は、小中学校学習用端末機器購入。品名及び数量は、学習者用コンピューター等202台。契約の方法は、随意契約による契約。契約金額は1,077万6,700円。契約の相手方は、札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社、執行役員、北海道事業部長、島津泰氏で、現在、仮契約中です。

この度の契約については、北海道公立学校情報機器整備共同調達会議が実施した入札結果により、指定された業者及び単価により締結するものです。

購入する財産の概要につきましては、レノボ社製クロームブック202台で、内訳は学習者用162台、指導者用40台、町内の各小中学校で使用します。なお、納入期限は令和8年3月31日としております。

以上、議案第12号、財産の取得についての提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今回の契約は北海道公立学校情報機器で共同購入ということなんですけども、ほかにも町村、更新する機器があるところは学習用コンピューターを皆さん一緒に共同購入したんですか。それとも、これは、共同購入しないは、その町村にお任せする事案だったのか、伺います。

教育次長 古 草 勝 君

この度の共同調達につきましては、道内ほぼ全ての教育委員会が締結していると思いますが、大きな市等によっては、この共同調達によらずとも安価に契約できるという見込みがあれば共同調達を使わないという可能性もあるかと思えます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第12号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第13号「令和7年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第13号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第13号「令和7年度 幌延町一般会計補正予算 第1号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、産業地域振興センターの補修、地域運営組織の支援、道路改良及び補修、地域おこし協力隊員の採用に伴う経費、防災備蓄庫の新設、総合スポーツ公園の補修、上問寒地区体育館の解体など、緊急な課題に対応するための予算を計上しています。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,954万8千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を67億8,054万8千円にしようとするものです。

第2項、第1表、歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2 ページをお開きください。

始めに歳入ですが、15款、道支出金3,038万2千円の減、18款、繰入金5,600万円の増、19款、繰越金4,885万3千円の増、21款、町債1,190万円の増などで、歳入合計8,954万8千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款、総務費6,241万2千円の増、6款、農林水産業費3,770万8千円の減、7款、商工費573万6千円の増、8款、土木費2,125万9千円の増、9款、消防費446万4千円の増、10款、教育費3,244万7千円の増などで、歳出合計8,954万8千円の増額補正です。

第2条、地方債の補正ですが、4 ページをお開きください。

第2表、地方債補正については、各補助事業において、国庫補助金及び道補助金の交付決定により、それぞれ増減が見込まれることから、問寒別地区農業用水道施設改修事業の地方債限度額4,210万円を2,810万円に、橋梁長寿命化改修事業の地方債限度額1億1,550万円を1億3,740万円に補正することとし、また、防災備蓄庫整備事業400万円を新たに追加することにより、地方債限度額の合計12億7,210万円が、12億8,400万円になります。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

20 ページをお開きください。

2 款 1 項 2 目、自治振興費では、産業地域振興センターの外壁や非常用階段などの修繕経費として 3, 6 7 4 万円の新規計上、地域運営組織への活動支援及び運営費補助などの経費として、地域運営組織支援事業 2, 2 8 2 万 5 千円の増です。2 款 1 項 7 目、企画費では、問寒別連合町内会におけるイベント用備品購入助成として、問寒別連合町内会補助金 2 4 0 万円の新規計上です。

2 2 ページをお開きください。

6 款 1 項 2 目、農業振興費では、地域おこし協力隊員の採用に伴う経費として、農業支援員活動事業 3 8 3 万 5 千円の増です。なお、2 4 ページの 7 款 1 項 2 目、観光費の商工観光振興費におきましても、同様の理由から 3 8 3 万 5 千円を増額しています。

2 2 ページにお戻りいただき、6 款 1 項 6 目、農地開発費では、問寒別地区農業用水道施設改修事業の事業量見直しに伴い、同事業 6, 1 3 7 万円の減です。

2 4 ページをお開きください。

6 款 2 項 3 目、林道費では、林道北幌延線の路肩崩壊による道路測量設計経費として、林道北幌延線道路改良事業 1, 3 5 3 万円の増です。8 款 2 項 1 目、道路維持費では、町道における取り付け道路の横断管補修経費として、道路維持管理費 9 1 9 万 2 千円の増。また、一部損壊した法面の復旧に係る道路測量設計経費として、道路補修事業 1, 2 0 6 万 7 千円の新規計上です。

2 6 ページをお開きください。

9 款 1 項 2 目、防災費では、幌延町生涯学習センター敷地への防災倉庫新設経費として、防災備蓄庫整備事業 4 4 6 万 4 千円の新規計上です。

2 8 ページをお開きください。

1 0 款 4 項 6 目、体育振興費では、総合スポーツ公園野球場の地盤空洞化対策経費として、総合スポーツ公園補修事業 1, 5 7 4 万円の新規計上です。同 7 目、体育館費では、老朽化により解体が必要となった上問寒地区体育館解体経費として、地区体育館解体事業 1, 2 7 6 万円の新規計上です。

次に歳入ですが、1 6 ページをお開きください。

1 4 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金では、過疎地域持続的発展支援交付金の交付金採択により 2, 9 9 4 万 9 千円の新規計上です。同 4 目、土木費国庫補助金では、国庫補助金の交付決定により、社会資本整備総合交付金 7 3 9 万 8 千円の減、道路メンテナンス補助事業 2, 1 9 0 万 8 千円の減です。1 5 款 2 項 4 目、農林水産業費道補助金では、道補助金の交付決定により、農業水路等長寿命化・防災減災事業 3, 0 3 8 万 2 千円の減です。

1 8 款、繰入金では、歳出で説明させていただきました産業地域振興センター補修、道路維持・改良事業及び総合スポーツ公園補修経費等の財源として、公共施設等整備基金繰入金 5, 6 0 0 万円の増です。1 9 款、繰越金では、収支不足の財源として、繰越金 4, 8 8 5 万 3 千円の増です。令和 6 年度決算見込みにおける繰越額については、繰越明許費分を除いた純繰越金が 1 億 4, 3 0 0 万円程度になることから、繰越金の当初予算額と今回の補正財源を除きますと 5, 4 0 0 万円程度が今後の留保財源になると見込んでいます。

2 1 款、町債につきましては、第 2 条、地方債の補正で説明していますので省略いたしま

す。

以上、議案第13号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

3 番 深澤博幸君

25ページの商工観光振興支援活動事業の内容をお願いします。

産業建設課課長 角山隆一君

ただいまの御質問にお答えいたします。

商工観光支援活動事業の内容でございますけれども、こちらについては、地域おこし協力隊3名の今募集をしておりますが、応募がないことから、更に募集を確実なものにするために、手数料として383万5千円を新規計上しております。

内容といたしましては、人材派遣会社、人材紹介の力を使って募集から一次面接まで行っていただく費用となっております。また、採用時の成功報酬という形で、こちらは3名分の採用を予定しておりますので、隊員の年収の35%ということで、成功した場合ですね、こちらの報酬あるというような形で、手数料を3人分、383万5千円計上しているところです。以上です。

3 番 深澤博幸君

今の説明だと、成功しなかった場合はなしっていう。その実績っていうのが確率としてどのぐらいあるんでしょう。

産業建設課課長 角山隆一君

なかなか、こういう御時世ですので、人材の確保は難しいところではあるんですけども、農業の方でも同じような形で予算を上げておりますが、農業、産業系に人脈を、人材を確保するのが得意な会社さんと、この契約、手数料支払うという形を採っておりますので、今、我々、自前でやっているホームページや就職サイト等への掲載よりも確率は確実に上がっていくものというふうに考えております。

3 番 深澤博幸君

人材確保の中で難しいっていうのは十分理解できるんですけど、地元住民として訳の分かんない人が入ってきたとき、課長が責任を取ってくれるんだとは思いますが、その辺の安全性ちゅうか、いかがでしょうか。

産業建設課課長 角山隆一君

ただいまの御質問ですけれども、その業務の中には、募集から一次面接までをやっている。そこから正式な採用については、我々で、当然、面談、面接を行いますので、その中で、その人の人柄を限られた時間ではありますけども見て考えていきたいというふう

に思っております。

議長 西澤裕之君
ほかにございますか。

5 番 植村 敦君

関連して質問したいんですけども、先ほどの説明の中で、農業関係も同じ金額を計上しているということで、商工の方では、これ、3名を採用したいということで、この金額だということで理解してよろしいですか。農業も、やはり同じ3名だから、この金額だということなんでしょうか。

産業建設課課長 角山隆一君

ただいまの御質問にお答えいたします。

同様に3名採用を予定というか希望しております。

農業に関しましては、雇用就農も含めて、少し幅広で農業関係の協力隊員を増やせればというふうに考えておりますので、3名を目標に活動していきたいというふうに考えております。

5 番 植村 敦君

分かりました。

今、話聞いてると、成功報酬といっても、やはり、募集に当たって、何ていう会社かまだ聞いてないんですけども、会社が動くということなんで、全く駄目でも、委託した以上は、支払わなきゃならんというふうに思うんですけども、今まで、地域おこし協力隊を募集するに当たって、こういう方式っていうのは今回が初めての方式になるのかなと思っています。いろいろとうちの町の事業に関して、今現在でも活躍されている協力隊員いるんですけども、今後もこういう協力隊員を募集するにあたっては、こういう方式で人材派遣、町独自で公募するのに併せて人材派遣会社にこうやって委託をしていくのか、併せてお伺いします。

産業建設課課長 角山隆一君

ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、産業部門で予算の方上げさせていただいておりますけれども、今回、業務を依頼しようとしている会社さんについては、農業関係の会社に勤めていた方が、今その人材派遣紹介の会社をやっているということで、そういった部分からも産業系の人材確保にたけているという部分が一つポイントになっております。また、現行予算の中でやりくりをして、広告宣伝費、今、持っていたものも、少しそういった分野の人に特化したような広告を作成してもらった業務も担ってもらおうと思っていますので、その部分では、当然、代金の支払いは発生すると。その中で人材を紹介できた際には成功報酬というような形の契約、こちらを提案を受けて、まず、産業部門でチャレンジしてみようということで、今回、予算の方、計上させていただいております。どういった成果が出るかというのは、これからなんですけど、まずは、そこに明るい分野の会社と少し取り組んでみるというようなところで御理解いただければと思います。

5 番 植 村 敦 君

これ、項目が分かれてても、これ、合わせると、大体700万ぐらいの計上支出ということ、成功支出ということなんですけども、今、話聞いてると、まだ、その委託の会社の名前を明かしてないんですけども、委託の何ちゅう会社か、やっぱり、この段階では公表できないんでしょうか。

産業建設課課長 角 山 隆 一 君

まだ、契約手続の方が済んでおりませんので、そこは控えさせていただくとして、一つ提供できる情報といたしましては、幌延町が包括連携協定を結んでいる北加伊道さん、こちらの会社の役員の方がその会社の役員をやっているということで、その方は、先ほど申し上げたように農業関係の会社にお勤めがあって、そちらの分野には明るい。また、北加伊道さんについては、町との包括連携協定を結んで、その中で、町のイベントに参加していただいている。具体的に言うと、イベント時の一部イベントをやったり、また、キッチンカーの手配をしたりということで、幌延町の事情にも精通している部分もありますので、そういった中から、そういった新しい分野の提案をいただいたというところで、今回、予算化したというところでございます。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

6 番 無量谷 隆 君

21ページの産業振興センターの補修費なんですけども、先ほど外壁って言っていたんですけど、どのぐらいの規模でやるのか、その辺を教えてくださいのと、同じページの企画管理補助金で、問寒別の連合町内会のこの内容をちょっと教えてください。

総務企画課参事 山 本 基 継 君

産業地域振興センターの補修の内容なんですけれども、外壁約1,350平米のうち、13.8平米のサイディングの張り替えが一つ。それから、サイディングの目地に充填されているシーリング材の打ちかえ1,570mくらいですね。それと、あと非常用階段も、建設当初、平成15年から今まで何も補修していませんので、大分、錆びてきて、歩いたら踏み板が抜け落ちてしまう可能性もあるので、踏み板の交換ですね。それと、あと、外壁の防水も落ちていきますので、シリコン剤による全面塗布、それを行う予定です。

連合町内会の内容なんですけれども、問寒別の連合町内会から要望がありまして、コミュニティー活動に使う物品を購入したいということで、自治総合センターからコミュニティー助成事業の交付決定を受けたため、うちで、町を経由して間接補助で行うもので、テント、ベンチ、太鼓、やぐら等の補助になります。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

5 番 植 村 敦 君

同じく21ページになると思うんですけども、地域運営組織支援事業で幌延町地域運営組織事業の2,282万5千円増額という形で載っております。これは何を購入ちゅうか、何、どういうことをやるんで、これだけの金額になったのかをお聞きします。

地域対策担当課長 山下智明君

こちらは地域運営組織の支援事業でございますけれども、2月のまちづくり常任委員会、あるいは3月の予算特別委員会などでも御説明させていただきましたが、今回、国の総務省の方で過疎地域持続的発展支援交付金のメニューの中の集落ネットワーク圏形成支援事業という交付金の採択が6月の6日付けで交付決定を受けております。これ、地域運営組織が立ち上がったときの操業ですとか、あるいは、何か新しい事業をする際の手当てということになっておりまして、このうち、当初予算の方では、この交付金が採択されなかったとしても、必要なものは資金として補助金として手当てしようということで、資機材の購入等を当初予算に計上してございましたが、今回、国の交付金の方が採択になりましたので、プラスアルファの部分ということで、テラスの整備であったりとか、あるいは、専門人材を活用した伴走支援の業務であったり地域運営組織を運営していく上で必要となるICT化の検討事業、こういったものが交付金の別枠で用意されておりましたので、これらを活用した事業を要望し、採択を受けましたので、こちらの見合いの経費を補助金として地域運営組織に交付するというものでございます。

5 番 植 村 敦 君

具体的に何々を購入するんだか。この該当になったという。当初、担当の話だと、こういったNPO法人の活動に関しての活動支援補助なんていうのはありませんということで聞かされていたんで、必要なものは自腹でも経費を見なきゃなんないなということで、議会と受け側としても、一生懸命やってくださいという話をしたと思うんですけども、今の説明だと、国のそういった補助の事業に該当になったということを受けました。私は当初からこういった事業に関しての補助事業っちゃうのはあったはずだなというふうに思っていたんですけども、今、聞くと、改めてそういう形でやるということなんですけども、具体的に何を購入して整備していくのか伺います。

地域対策担当課長 山下智明君

地域運営組織の財源が国からあるかどうかということなんですけれども、まず、議員おっしゃっている、ないと言っていたものに関しては、もしかすると運営に関する経常的な経費に対しての国の支援というのは、定額の何かというものはあるわけではないということは、これまでも申し上げてきてるかと思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、地域運営組織を立ち上げた、あるいは何か新しい事業を展開するという際に、創業的な資金として交付金という制度が別にございますので、今回、これを確保するべく要望をしていったというところでございます。

具体的な国に要望したメニューに関しましては、地域運営組織の活動を支援するための資機材の整備ということで、ミニショベルであったりとか軽トラックであったり、あるいは除雪機や芝刈り機、こういったものを購入する資機材の部分の経費として当初予算でもこちら計上しておりましたが、当初予算では1,100万ほど計上しておりまして、今回、新たに交付金が決定されたということで、プラス130万円ほど加算しての補正額となっております。加えまして、今回、交付金の採択を受けましたので、にぎわいの創出するというようなところでのテラスの整備など、外構部分の整備などで610万円ほどの計上

となっています。ですから、物を買うというだけではなくて、周辺環境を整備すると、そういった資金でございます。更に追加の部分として、専門人材を活用するときに上乗せに500万円の交付金がありまして、こちらの方が地域運営組織を運営していくに当たっての地域の皆さんとの対話であったり、あるいはどのように運営していくかといったところを伴走支援していただく、委託料という形で520万円ほど計上しております。さらに、地域運営組織の事務の簡素化、省力化、あるいは地域住民の皆様の省力化も考えまして、ICT化を進めていきたいと、DX化を進めていきたいという部分がありましたので、こちらも別枠の加算として1千万円の交付金がありますので、こちらも1,023万円、補助金の方で上乗せしているという状況でございます。

5 番 植 村 敦 君

いろいろと補助金の対象になったということを受けて、そういったいろんな項目に及んだということ、この時点で聞くのはちょっとまずいのかと思うんですけども、歳入の方のこの交付金の総額が2,994万9千円という形、これがその項目に当てはまるってことなんでしょうか。

地域対策担当課長 山下 智明 君

16、17ページの国庫支出金14款2項1目の総務管理費国庫補助金、過疎地域持続的発展支援交付金の2,994万9千円が、今回、国の方から交付決定を受けた額でございます。

5 番 植 村 敦 君

これは全額の補助じゃなくて自腹の実費の町費の部分もあるのかと思うんですけども、どのぐらいの例だったんでしょう。

地域対策担当課長 山下 智明 君

こちらは、基本的に交付率というのは100%のもので、その枠内に収まっていれば100%で済むんですけども、今回、その定額補助の1,500万円の交付限度額の部分に関しましては、町の予算額の総額ベースで1,913万2千円と当初予算と6月補正予算で計上してございますので、ここの超過しました400万円に関しましては、町の単費、手出しということになります。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにごありますか。

3 番 深 澤 博 幸 君

今の関連で、このNPOの法人格を持ったところが、今年、総会を行いましたよね。

その中で、今年度の事業計画が発表されてんだと思うんですけど、もし、その事業計画が言えるんだら教えていただきたい。

地域対策担当課長 山下 智明 君

NPO法人の方での総会に関しましては、NPO法人の方で主催しまして、5月29日に開催しております。

町の方にも総会の御案内ありましたので、副町長はじめ参加してございますけれども、そこでNPO法人として7年度の事業計画、あるいは活動の予算関係を議決しているとい

うものでございますので、詳細につきましてはNPO法人の方に確認していただくということになるかと思いますが、参加した部分に関しましては、活動の計画に関しても、こういった国の交付金が採択された場合には、こういったものを整備するんだというような事業立ての計画になっておりますし、予算に関しましては、採択された場合ということを見込んで、収入と支出に関して6千万円程度の規模の予算額を計上しているということで、総会の方での議決ございました。

3 番 深 澤 博 幸 君

一応、6千万ほどの事業計画っていうんですけど、本当にその6千万の事業を消化できると。まあ、計画だから多分できるだろうと思うけど、人材とかそういうのは確保されているんですか。いたんでしょう。

地域対策担当課長 山下 智 明 君

現在、ちょっと、この予算の補助金の関係での御質問ということで理解してもよろしいんでしょうか。

事業計画自体、予算自体6千万円ということで、今回、この国の予算が付きまして、交付金が付いて、3,400万円程度、町の方から補助をするというものでございますので、こちらが創業手当というようなところから考えますと、7年度に関して、かなり大規模な予算額になっているのではないかというふうに考えます。ですから、これらがないとすると、通常ですと2千万とか、そういう規模になるのかなというふうに考えておまして、そのほか、町の方からも一括交付金等の支援を当初予算の方で計上しておりますので、こういったものを活用しながら、現在のスタッフ等でやりくりをしていくということになるかと思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

私の心配しているところは、これだけの予算をね、あっちこっちから引っ張り出してね、本当に事業として消化できるのか、できないか。できなかった場合どうするんですか。だから、補助金出るのいいよ。沢山。そりゃ。だけど、その事業計画案に対しての補助金でしょう。運営費も含めて。問寒別の人に悪いけど、あんな小さい集落の中でね、それだけ事業を消化できるだけの人数いるんですか。人材。今、実際、職員募集しても集まらない中で、何か聞いたところによると辞めた人も、その会計年度職員も辞めたって聞いているんですけど、そんな状況の中で、本当にこの事業が消化されるんですかちゅうの。これから冬場に向かっていく、除雪もあるだろうし、今言っていた除雪費用購入する資金も出ているんだろうけど、その何件ね、除雪する場所があって、本当に事業を消化していったら、これだけの事業が消化できるんだよということであれば理解するけど、お金だけ集めておいて、人の配置もできないでね、計画倒れになるんじゃないですか。

地域対策担当課長 山下 智 明 君

今の御質問ですけれども、NPO法人に関しまして、独立した組織団体でございますので、事業の実施主体としてNPO法人がしっかり責任を持って事業を実施していくと思いますけれども、こちら、幌延町としても地域集落を守っていくために、こうした地域運営組織を作っていくというのが、かねて5年、6年前から考えていた計画で進めている事業

ですので、町としてもできることをしっかり支援しながら、伴走しながら間寒別の皆様の地域の皆様のやる気とともに、この事業を遂行していきたいというところでございます。

議長 西澤裕之君

ほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

6 番 無量谷 隆 君

29ページの幌延町生涯学習センターの木の伐採についてお伺いします。

木はなかなか1年、2年では育ちません。

これ、今年、どのような形で伐採していくのか。その辺、ある程度、幌延町の緑の町並みを残しながらやるのか。その辺、具体的にお聞きしたいと思います。

教育次長 古 草 勝 君

お答えいたします。

生涯学習センターの立木伐採につきましては、現在、大きくなり過ぎて電線等に支障となっている立木、学習センターの裏側にあるところなんですけれども、そちらの方、今年度、防災倉庫を建てるという計画がございますので、それらの支障となる部分と併せて電線に触っているような支障のある立木、それから倒壊等によって危機が及ぶような立木について伐採しようと計画しているものでございます。以上です。

6 番 無量谷 隆 君

以前、こども園のそこは伐採、きれいにやられました。

そんな感じで、また、今回も生涯学習センターの方で全面伐採になるのか。一部分という考えでよろしいんでしょうか。備蓄庫っていうか、その部分と電線に架かっている部分の伐採ということで考えてよろしいんですか。

教育次長 古 草 勝 君

今回の場合につきましては、裏の木、全てということではございません。備蓄庫に支障となる部分と併せまして、境界部分の直線部分、電線に支障となっているような部分をメインで伐採していく予定でございます。庭の中にあるような木については、伐採の予定はございません。以上です。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

4 番 高 橋 秀 之 君

一つ聞きたいんですけど、地域運営組織に、要するに町の補助金入っているんですけど、先ほど、5月29日にNPO法人の総会があったって言うこと言っていたんですけど、その、要するに事業計画とか去年やった事業、それと新年度予算とか決算っていうのは、

町で補助金出している、町には、そういう決算書みたいのは提出しないんですか。出てこないんですか。NPO法人からもらわないんですか。

地域対策担当課長 山下智明君

令和6年度に関しましては、補助金の別口の補助金運営補助などを支援しておりますので、こちらに関しましては、当然、実績報告ということで年度末に頂いております。更に、7年度の事業計画、あるいは活動の予算に関しましては、地域運営組織の登録ということを経営等可決いただきまして、仕組みを整備しておりますので、そういった登録をする際、あるいは交付金の申請をする際に事業計画、あるいは活動予算書を提出していただいているというところでございます。

4 番 高橋秀之君

役場の方に決算書が提出されているのであれば、議会にもそれを閲覧させていただくとか見させていただくか説明するというものはないんですか。

地域対策担当課長 山下智明君

3月に御議決頂きました地域運営組織に関する条例などでも積極的に情報公開することになっておりますし、町の方に提出いただいている各種書類もございますので、これは見ていただいても構わないのかなと思います。更に、年度が完結いたしまして、3か月以内に所轄庁の北海道の方に活動の計画書、実績、あるいは決算、予算関係書類を提出する義務がNPO法人でございますので、これは内閣府の方に全て最終的には到達いたしまして、内閣府のホームページの方に掲載されるものでございますので、全ての人がそこから閲覧できるという状況でございます。

4 番 高橋秀之君

ホームページはいいんですけど、役場の山下さんの手元とか、誰か、総務でも持っているんですか、その決算書っていうのは。そこに行って閲覧はできるんですか。

地域対策担当課長 山下智明君

5月29日に総会の方、御案内いただきまして、幌延町としても出席しておりますので、その際に頂きました、それぞれの計画書ですとか決算書、予算書に関しましては、当係の方で保管してございますので、閲覧可能でございます。

4 番 高橋秀之君

もう一つなんですけど、補助金もらっていて、いろんなものを買っているか、人件費も入っているかもしれないけど、いろんな資材とか物とか買ってんですけど、その買った物の、確実に買いました、入りました、使ってますっていう、そういうチェックは、役場の中としては誰がそういうチェックをしているのか教えていただきたいんですけど。

地域対策担当課長 山下智明君

こちら、補助金で支援しました部分の目的がどのように使途として使われているかということに関しましては、目的な補助でございますので、それが適切に購入されているかというのは、地域対策担当の方で補助をしている元としてチェックをするという立場になります。それが、適切に使われているかどうかということに関しましては、NPO法人と町の方で基本協定などを結んでおりまして、基本協定の中でそういった事業に使うための資

機材を活用して事業に使うという業務を行うことになりますので、それがどのように使われたかというのは、毎月なりますか四半期になるかというのは法人とのやり取りになりますけれども、使った実績というのは報告があって、それに見合いの対価を支払うという可能性もございますので、それで確認していくということになります。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

7 番 齋賀弘孝君

先ほどの23ページの農業支援員活動事業の使い方なんですけど、当初予算委員会では農業支援活動事業は北加伊道さんにPRして協力隊を募集する、その成功報酬だという説明はなくて、協力隊ですよ。幌延にきた協力隊が実施する新規就農2名、雇用就農1名、この人たちがする農作業支援に対する経費として1,584万円計上していたんですよ。どうして、そこで北加伊道に対して成功報酬だとかPRして協力隊を募集するということになるのか、お伺いします。

同じく25ページ、商工観光振興支援活動事業、これは、これも同じですよ。地域おこし3人予定していました。その地域おこし3人が決まったら商工会と連携して観光情報の発信など、地域おこし協力隊の活動費が主な内容だったのではないですか。募集する、成功報酬をするというような説明ではなかったと思うんですけども、どういう解釈でこういうふうになったのかをお伺いします。

3点目は町営グラウンドの整備ですね。

29ページ、総合スポーツ公園補修事業で修繕料、野球場のグラウンドの空洞化を解消するためという説明があったかと思います。これ以前にも、ここ、いろいろ問題があって工事したと思うんですけども、この空洞化をどのような工事、どのような手法をもって工事をするのかお伺いします。

産業建設課課長 角山隆一君

協力隊の募集の事業の関係についてお答えいたします。

議員、御質問あったとおり、当初予算では隊員の活動費に関する費用を予算化しております。並行して、その中で募集に関する費用というものも予算化しておりますけれども、現状において、隊員の応募がない状況ですから、より隊員の募集、採用の確率を上げるために、今回、手数料として上げた費用、こちらを使って人材紹介の会社から幌延町の協力隊になってくれる人を紹介していただくということで、今回、その部分を増額補正したというところでございます。なので、当初から見えてはおりませんが、採用をより確実なものにするために今回補正予算を上げさせていただいたというところでございます。以上です。

教育次長 古草勝君

総合スポーツ公園の補修事業について御説明いたします。

まず、今回の経緯につきましては、春先、雪解けの際に、球場のダッグアウト、ベンチ周辺で陥没しているという状況が確認されましたので、急きょ、調査を行っております。

その調査の結果、ダッグアウト、一塁側、三塁側ベンチ周辺の下の方に地盤沈下による空洞が起きているということがカメラ等で確認できましたので、そちらの方にウレタン材

を注入するという工事を計上しております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

協力隊の方については分かりました。

グラウンドの方についてなんですけども、これは、以前工事やって、今年の春先の雪解け水による地盤沈下があったというふうに、今まではなくて、今回、新たに発見されたか所なんですか、これ。今回工事することによって、来年度の雪解けにも支障がないような工事が可能なかどうか、改めて伺います。

教育次長 古 草 勝 君

説明足りなく申し訳ございません。

先ほどの説明ですけども、ダッグアウト周辺に穴があいたのは、今回、雪解けの水で開いたわけではございません。前回の改修工事、前回も同じようにウレタン工事、ウレタンを注入したりしている工事でございますけども、それから13年程度たっております。その間に地盤沈下が平均で約25～26センチ下がっております、全体的に。

ダッグアウトの下は基礎杭がございますので、建物は沈みませんが、その下の地盤が下がっているというところで、最大10センチから30数センチの空洞ができていると。これが何年もかけて地盤沈下してきた結果ということになります。

こちらについては、前回の工事で充填を行っておりませんので、今回、初めて充填をするところになるかと思えます。すいません。前回の工事は充填ではなく、杭を切って施設自体を下げてという工事をして空間を埋めております。更にそこから地盤沈下で空間が生まれたと、それが雪解け水の水の影響等で下に流れ込んで穴が見つかったというところでございます。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

最後にすいません、その工事はいつ完了して、町民の皆さん又は町外の皆さんが野球場を使えるようになる予定ですか。

教育次長 古 草 勝 君

今回の補正で計上しておりますので、予算可決後にすぐ手配をいたしますけども、工期はおおよそ2から3か月というふうに聞いております。以上です。

教育長 伊 藤 一 男 君

今、現状、野球場が使えないということではございませんので、野球場は、今、プレーに支障はないということでございまして、プレーの方は、今、実際にナイターの方でやっております。で、球場自体、使いながらの補修という形になりますので、御承知おき願えればと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第13号は、討論を省略し、原案のとおり決定

することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第14号「令和7年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第14号について、提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長 村 上 貴 紀 君

議案第14号「令和7年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、入院患者への食事提供を安定的に行うことを目的に、厨房業務を外部委託するため、歳出予算を調整するものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ43万2千円を追加し、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ3億8,695万9千円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

14ページをお開きください。

初めに歳出ですが、1款1項1目、診療所費は、既定の予算額3億5,095万6千円に43万2千円を追加し、3億5,138万8千円としており、補正の内訳は、診療所業務費で厨房業務を外部委託することに伴う調理員の人件費調整として、1節、報酬で66万円の減、2節、給料で184万円の減、3節、職員手当で120万3千円の減、4節、共済費で63万1千円の減額です。10節、需用費では、厨房業務委託経費に厨房用消耗品及び賄材料費を含めた仕様とするため123万4千円の減額です。12節、委託料では、厨房業務委託経費317万5千円の新規計上です。13節、使用料及び賃借料では、厨房業務委託に伴い、新たに必要となる機器の借上料及び設備等の使用料で282万5千円の増額です。

次に歳入ですが、12ページをお開きください。

3款1項1目、一般会計繰入金では、この度の補正による調整として43万2千円の増額です。

以上、議案第14号「令和7年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

確認なんですけど、厨房業務の委託期間は、いつからいつまでの補正予算なんですか。

町立診療所事務長 村 上 貴 紀 君

委託期間につきましては8月1日からを予定しての予算としておりますが、事務手続等の都合上、多少遅れることもあろうかと思いますが、予算上は8月1日からの委託を想定して予算計上をさせていただいております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第14号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27 意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について」の件を議題とします。

意見案第1号について、提案理由の説明を求めます。

4 番 高 橋 秀 之 君

意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」についての提案理由を申し上げます。

北海道の森林は、地球温暖化防止や国土保全など、大きな役割が期待されており、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間、炭素を固定する木材利用の促進など、森林吸収源対策を積極的に推進することが重要となっています。

幌延町では、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、令和5年3月、幌延町ゼロカーボンシティ宣言を行っているところでありますが、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組み、豊かな自然を次世代につなぐためにも、活力ある森林づくりや防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に向けた施策の充実・強化を図ることが必要であり、森林の多面的機能の持続的発展のための予算確保や森林資源の循環利用推進に向けた支援拡充・強化などを国に対し、強く要望するものであります。

以上、本案に御賛同くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、意見案第1号は討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28 発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、本日より、次期定例会までの間、本議会は、必要と認められる事項・事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます、

よって、派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

日程第29 発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和7年6月4日付けをもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ、別紙のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。
会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。
これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。
これにて、令和7年 第4回 幌延町議会定例会を閉会します。
ご苦労様でした。

(15時47分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 7番 齋賀弘孝

署名議員 1番 高橋秀明

以上、記録する。

書記係長 藤田秀紀